資料　8

# （仮称）門真市第二期子ども・子育て支援事業計画

# 素案

※　内容については全て調整中のものです。

令和元年11月

門 真 市

第1章

# 計画の概要

# 1　計画策定の背景

本市では、平成27年３月に「門真市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画期間の５年が経過しました。

この間にも、わが国における少子化の更なる進行、核家族化や地域のつながりの希薄化などが進むだけでなく、男性・女性ともに就労環境の変化などライフスタイルの多様化にともない、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化してきました。

このような状況のなか、国は、平成29年６月には保育の受け皿の拡大や保育人材の確保、保育の質の確保等を目指す「子育て安心プラン」、平成29年12月には教育・保育の無償化等を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」、平成30年９月には児童の安全・安心な居場所の確保に向けた「新・放課後子ども総合プラン」を打ち出すなど施策を展開してきました。

また、本市においても、人口減少の流れにあるなか、出生率、合計特殊出生率も府平均と比べて低い水準となるだけでなく、出産を契機とした他都市への転出が増加傾向にあります。

一方、平成27年度からの計画期間に施設整備を進め、保育定員の拡充に努めてきたことで、待機児童の問題が解消に向かいつつあるなど、今後の保育や子育て支援へのニーズの転換期を迎えています。

今後も、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために、急速に変化していく子ども・子育てをめぐるさまざまな問題へと柔軟に対応し、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していかなければなりません。

こうしたことから、引き続きすべての子ども・子育て家庭を対象に、妊娠、出産期から学童期に至るまで切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境の整備を目的として、本市では、「門真市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ、「門真市第２期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

# ２　計画策定の趣旨

## （１）計画の法的な位置づけと関連計画との関係

この計画は、「子ども・子育て支援法」に定める五年を一期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、子ども及び保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境の整備を目的に策定するものです。

また、この計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」として位置づけています。

「門真市第６次総合計画」を上位計画とし、関連する諸計画との整合を図りながら、「門真市第２期子ども・子育て支援事業計画」における施策を推進していきます。

【計画の位置づけ】

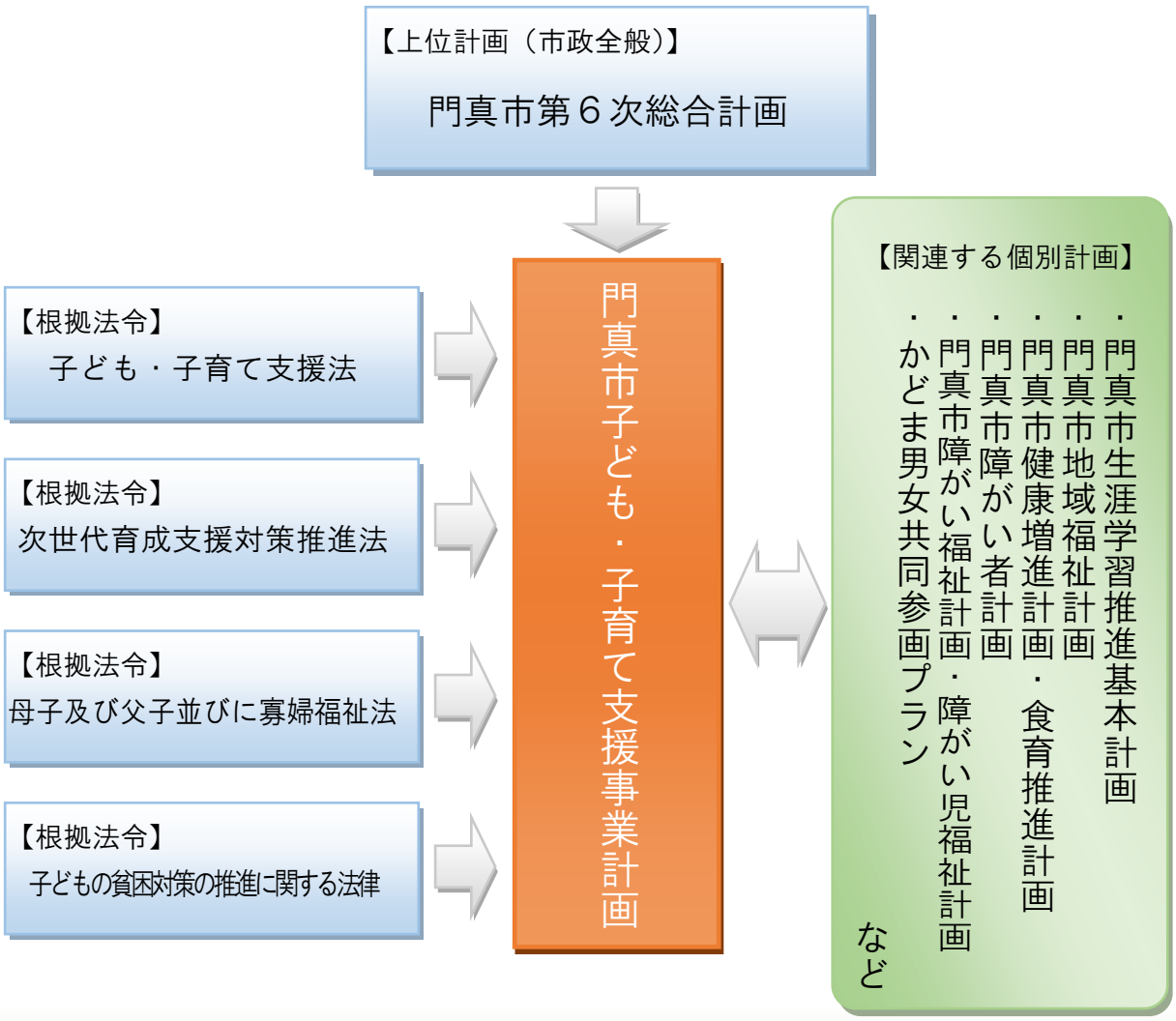

## （２）計画の対象

この計画の対象は、生まれる前から乳幼児期・学童期を経て、青少年期に至る18歳までの子ども・青少年とその家庭を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となります。

# ３　計画期間

この計画は、令和２年度から令和６年度までを計画期間とします。

| 年度 | 平成27<br>(2015) | 28<br>(2016) | 29<br>(2017) | 30<br>(2018) | 平成31<br>令和元<br>(2019) | 令和２<br>(2020) | 3<br>(2021) | 4<br>(2022) | 5<br>(2023) | 6<br>(2024) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 門真市子ども・子育て支援事業計画 | 前期計画 | | | | | 第２期計画 | | | | |

# 4　計画策定体制

## （１）市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者等の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、市内に在住する就学前児童の保護者1,500人、小学生の保護者1,500人、13～18歳の児童から750人を対象として、「門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」を実施しました。

〇実施期間：平成30年11月21日～12月10日

〇実施結果

| | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|
| 就学前児童の保護者 | 1,500通 | 596通 | 39.7% |
| 小学生の保護者 | 1,500通 | 606通 | 40.4% |
| 13～18歳の児童 | 750通 | 213通 | 28.4% |

## （２）「門真市子ども・子育て会議」での審議

この計画には子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭等の実情を踏まえて実施するため、保護者、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「門真市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議し、計画書に反映しました。

## （３）パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

〇実施期間：

〇素案閲覧場所：

〇意見数：

第2章

# 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

# 1　本市の人口動態等の現状

## （1）人口推移

本市の人口推移をみると、平成24年以降、毎年約1,000人前後の減少傾向にあり、平成31年には121,728人となっています。また、年齢３区分別人口構成の推移を見ると、０～14歳の割合は年々減少しているのに対して、65歳以上の人口は平成24年以降毎年増加しており、急激な高齢化が進んでいることがうかがえます。

人口の推移

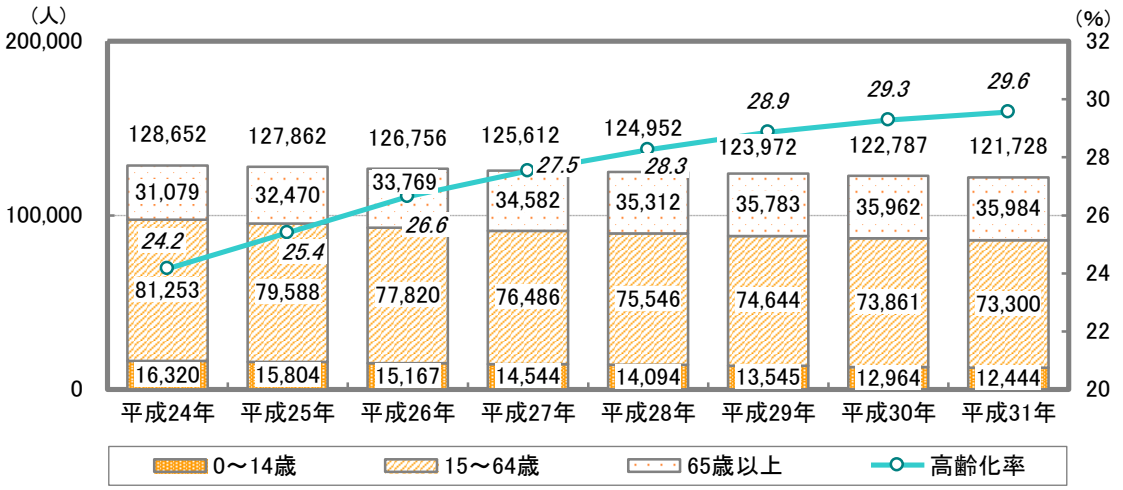


資料：住民基本台帳（各年10月１日現在）

年齢３区分別人口構成の推移

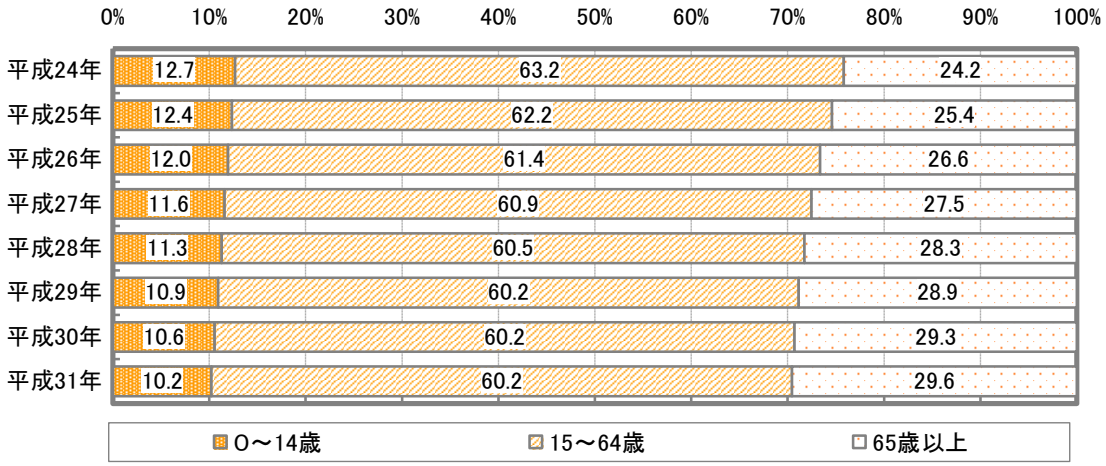


資料：住民基本台帳（各年10月１日現在）

## （２）子どもの人口推移と推計

本市の子どもの人口推移をみると、０歳から５歳までの子どもの人口は減少しており、平成31年で4,496人と、平成27年に比べ774人減少しています。また、これまでの人口推移から算出した人口推計では令和２年以降も減少が続くこととなり、令和６年には4,000人を下回る予想です。

子どもの人口の推移と推計

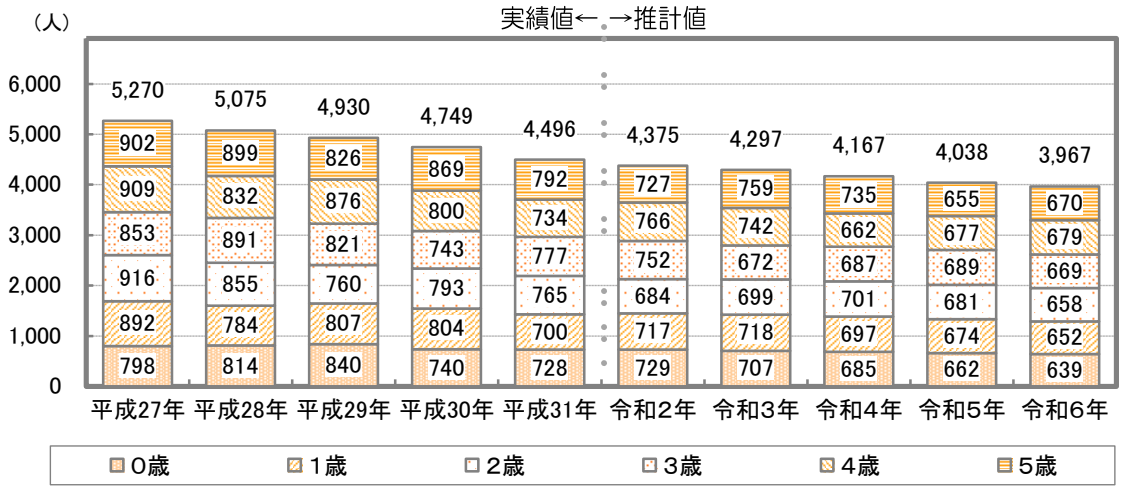


資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

## （３）世帯構成の状況

### ①世帯構成の推移

本市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高い状態が継続していますが、その割合は減少しつつあり、単独世帯の割合が増加しています。

世帯構成の推移

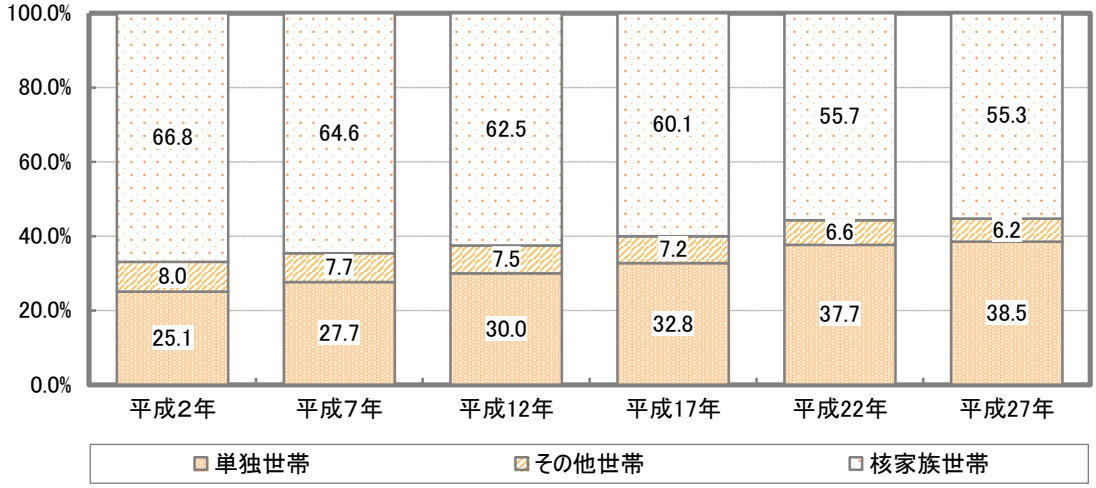


### ②核家族の内訳の推移

核家族の内訳の推移をみると、夫婦のみの世帯（子どものいない世帯）の割合が増加しており、平成17年以降は３割を超えて推移しています。

また、子どものいる世帯でも、母親と子どもからなる世帯（母子世帯）、父親と子どもからなる世帯（父子世帯）の割合が増加しており、ひとり親世帯は平成27年には２割を超えています。

核家族の内訳推移

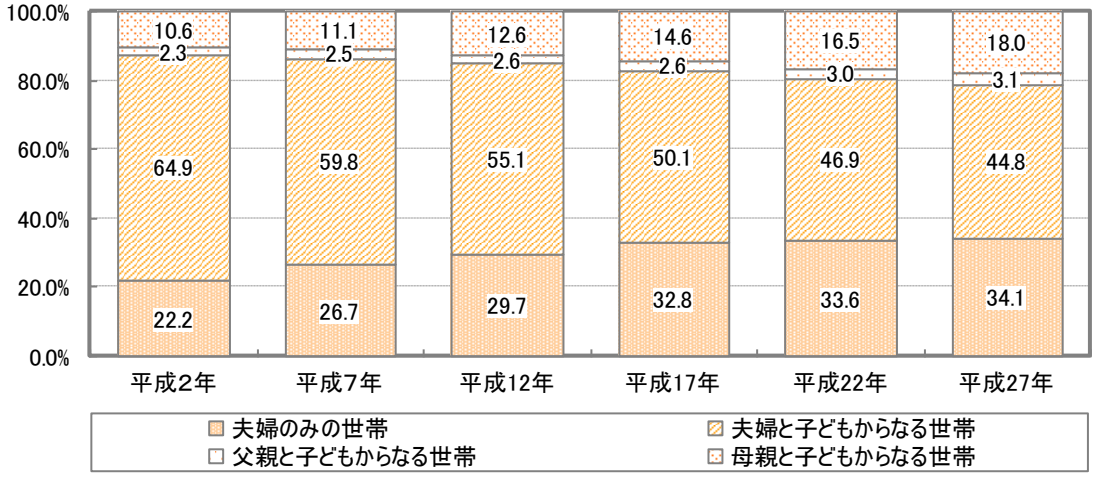


資料：国勢調査

## （４）女性の就労状況

### ①女性の労働力率

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するＭ字カーブを描いています。平成22年ではＭ字カーブの落ち込みは緩やかになる傾向でしたが、平成27年には全体的に働いている女性の割合が増加し、Ｍ字カーブの落ち込みも平成22年度より急になっています。

また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、20代から30代において既婚女性と未婚女性の労働力率の差が大きくなっています。

女性の年齢別労働力率

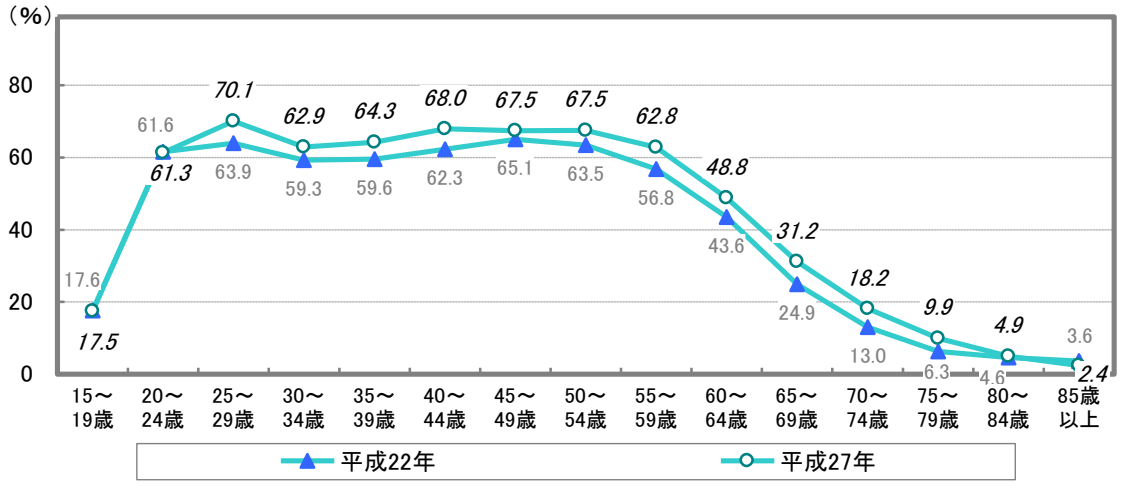


資料：国勢調査

女性の未婚・既婚別労働力率（平成27年）

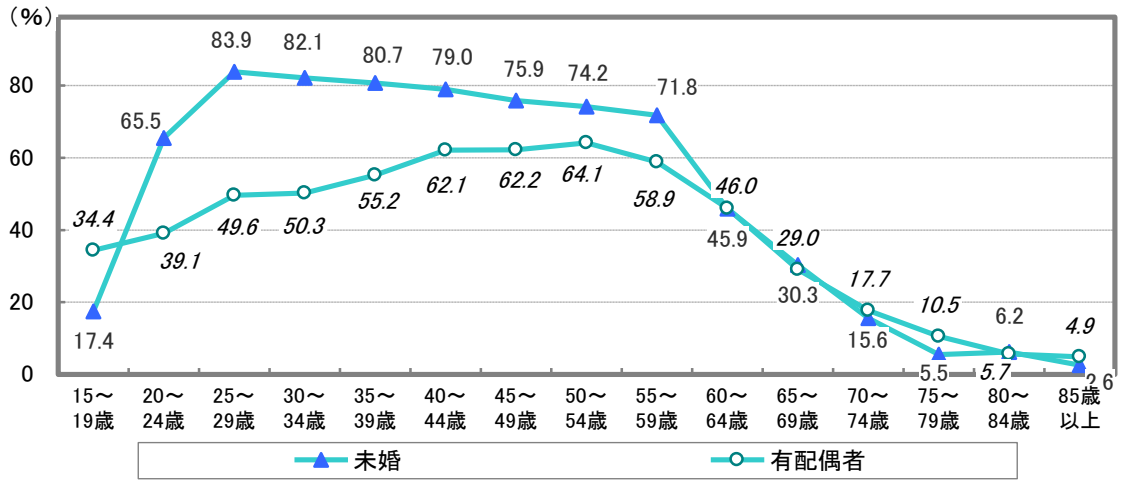


資料：国勢調査

## ②共働き世帯の状況

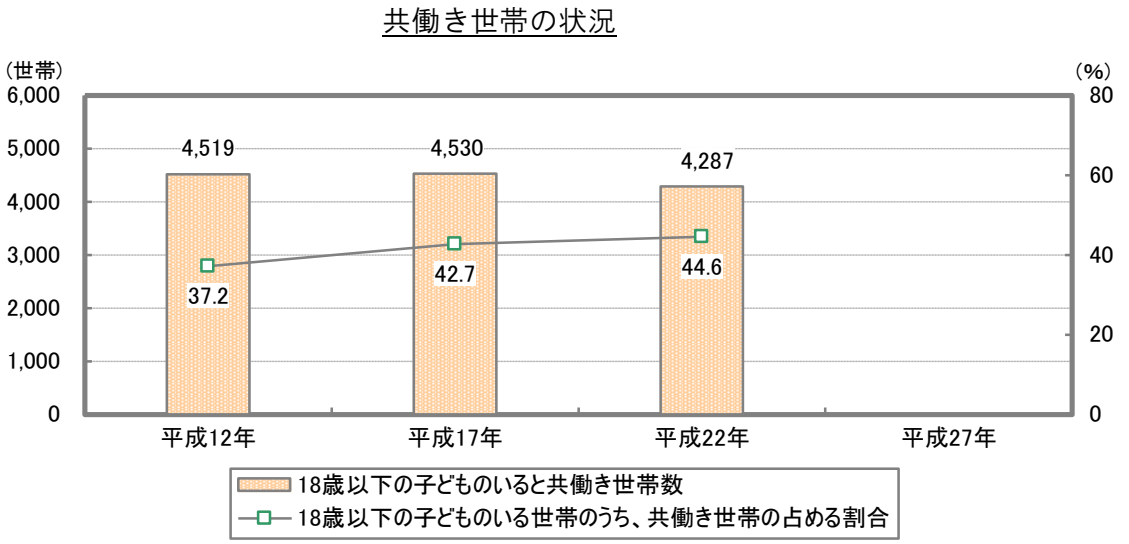


資料：国勢調査

## （５）出生の動向

本市の出生数の推移をみると、出生数は平成27年まで減少傾向にあり、平成28年には増加に転じましたが、再び平成29年には減少し、780人となっています。

出生率は、府の出生率を下回って推移しており、平成29年で6.3となっています。

出生数及び出生率の推移

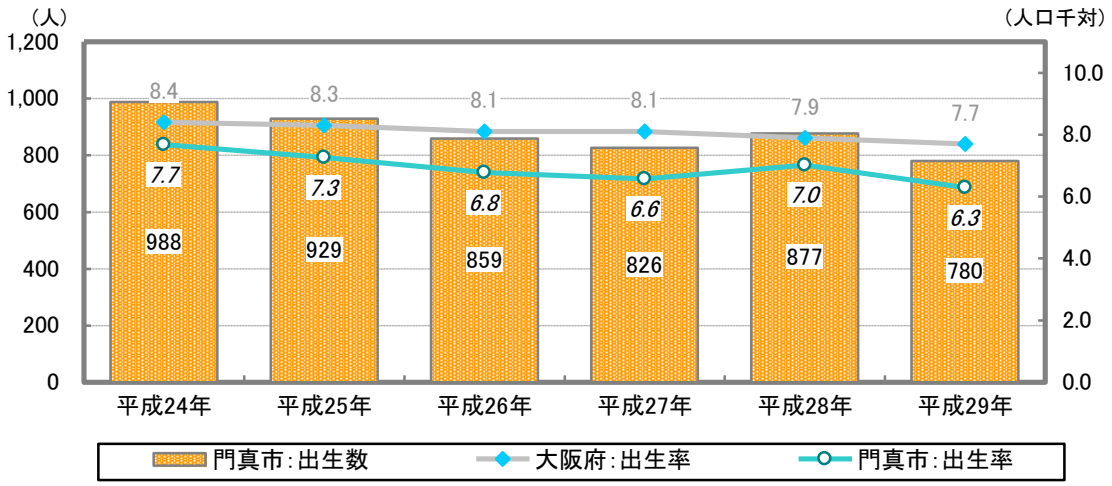


合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

本市の合計特殊出生率の推移をみると、ほぼ国や大阪府に比べて低い水準で推移しています。

合計特殊出生率の推移

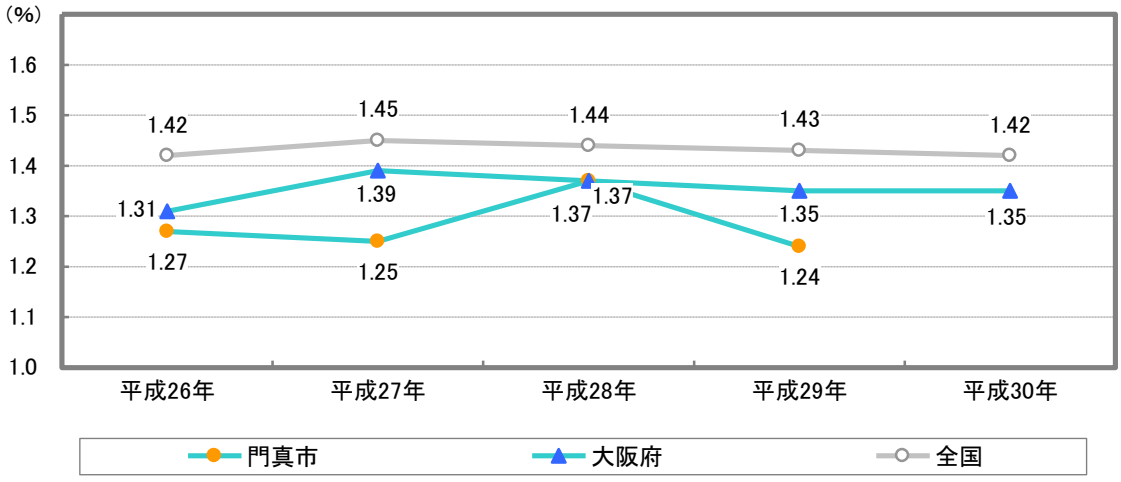


資料：各種統計

# 2　幼児期の教育・保育の利用状況

## （１）就学前教育・保育施設在籍状況

### ①幼稚園・認定こども園（１号認定）の在籍状況

幼稚園及び認定こども園（１号認定）の在籍者数は減少傾向にあり、平成31年には1,504人と、平成27年に比べて543人減少しています。また、在籍割合も若干の減少傾向にありますが、平成31年には56.9%と、60%前後での推移となっています。

幼稚園の在籍状況

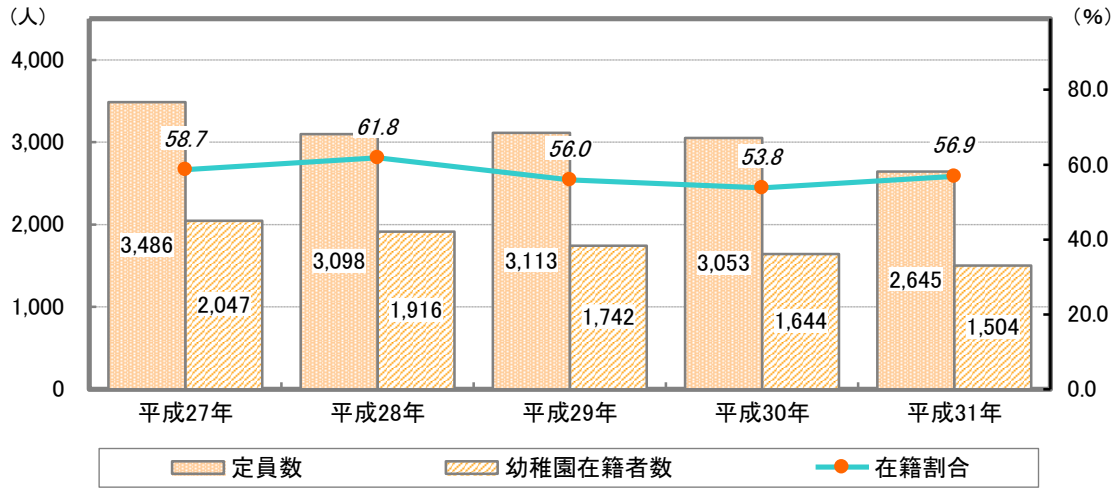


資料：学校基本調査（各年５月１日現在）

※認定こども園１号認定を合計して算出

幼稚園及び認定こども園（１号認定）の推移

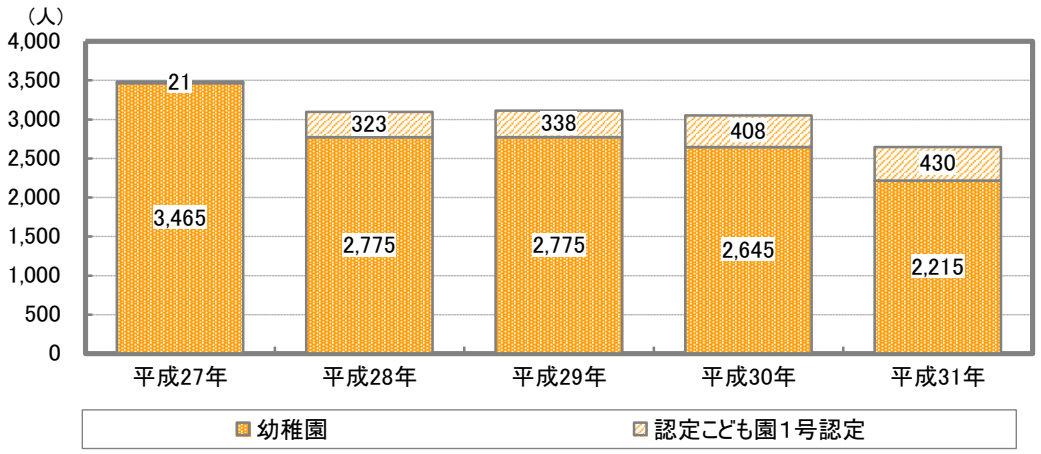


資料：学校基本調査（各年５月１日現在）

### ②保育所・認定こども園（２・３号認定）等の在籍状況

保育所、認定こども園（２・３号認定）、小規模保育事業所の在籍状況をみると、平成27年以降、在籍割合が100%を超えた（在籍者数が定員数を上回る）状況が続いていましたが、前期計画に基づく施設整備等により、定員数が増加したことにともない、在籍割合は年々低下し、平成31年では91.8%の在籍割合となっています。

また、在籍者数は平成27年以降増加傾向にありましたが、近年は横ばいで推移しています。

保育所・認定こども園等の定員数の推移

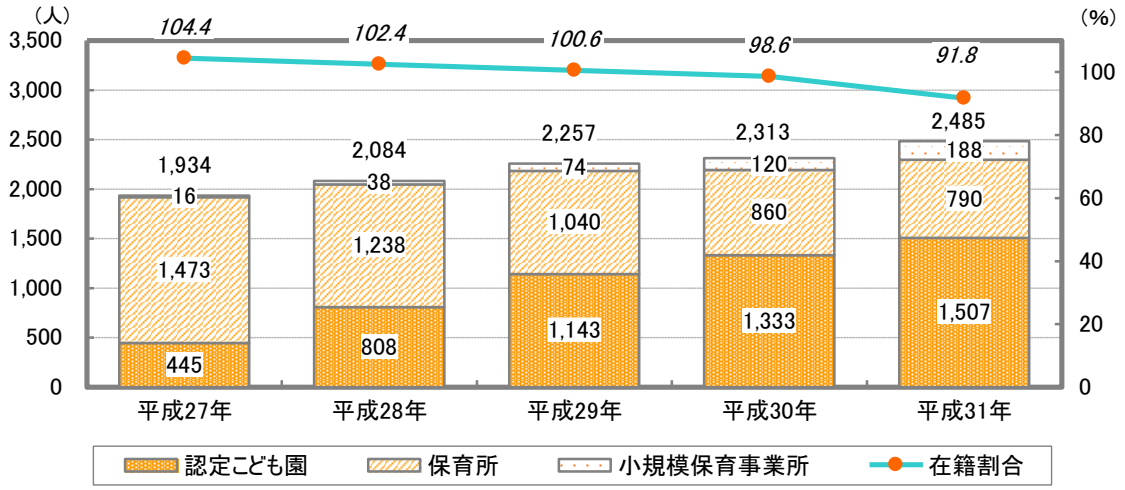


保育所・認定こども園等の在籍状況

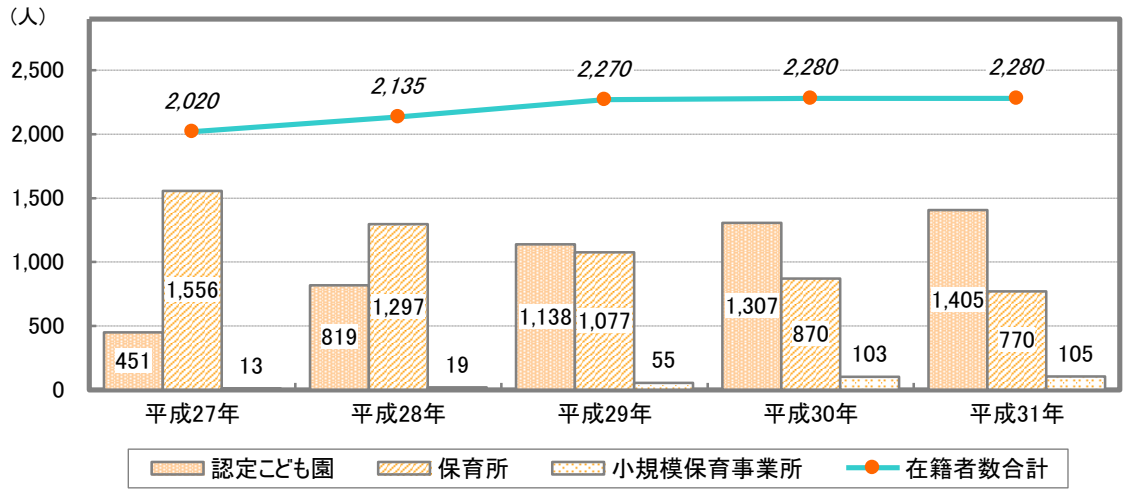


資料：保育幼稚園課

## （２）子育て支援事業の実施状況

### ①地域子育て支援拠点事業の実施状況

地域での子育てを支援するため、主に乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。年間のべ利用人数は、児童数の減少にともない、減少傾向で推移しています。

施設のべ利用人数

単位：人

| 類型 | 施設名 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| センター型 | 地域子育て支援センター | 4, 803 | 6, 295 | 8, 173 | 7, 544 |
| ひろば型 | なかよし広場 | 12, 762 | 11, 734 | 9, 478 | 7, 987 |
| 年間のべ利用人数 | | 17, 565 | 18, 029 | 17, 651 | 15, 531 |

資料：子育て支援課

### ②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施状況

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（協力会員）が、会員となって、お互いに助け合う（有償）相互援助活動事業です。

会員数に大きな変化はありませんが、年間のべ利用人数は減少傾向で推移しています。

会員数

単位：人

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度末会員数 | | 498 | 492 | 485 | 484 |
| | 依頼会員数 | 359 | 350 | 346 | 347 |
| | 協力会員数 | 123 | 128 | 126 | 124 |
| | 両方会員数 | 16 | 14 | 13 | 13 |

資料：子育て支援課

活動状況

単位：人

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 年間のべ利用人数 | 790 | 911 | 794 | 497 |

資料：子育て支援課

### ③一時預かり事業の実施状況

保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して、一時預かりを実施しています。一時預かり事業は、幼稚園等において在園児を対象として実施する幼稚園型と、保育所等で在園児以外の子どもを対象として実施する一般型・余裕活用型等があります。

利用実績

単位：人

| （年間のべ利用人数） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 幼稚園型 | 4, 567 | 7, 861 | 8, 937 | 9, 760 |
| 私学助成の預かり保育 | 20, 456 | 10, 783 | 8, 740 | 11, 189 |
| 合計 | 25, 023 | 18, 644 | 17, 677 | 20, 949 |

| （年間のべ利用人数） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 幼稚園型を除く（一般型等） | 7, 967 | 6, 565 | 5, 282 | 5, 155 |

資料：保育幼稚園課　等

### ④延長保育事業の実施状況

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施しています。

保育所等の在籍者数の増加にともない、年間のべ利用人数は、平成27年度から比較すると増加傾向にあります。

利用実績

単位：人

| （年間のべ利用人数） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 北部 | 462 | 508 | 538 | 525 |
| 南部 | 269 | 307 | 374 | 338 |
| 合計 | 731 | 815 | 912 | 863 |

資料：保育幼稚園課

### ⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、異なった学年による児童の集団生活を推進し、児童の健全育成を図る事業です。市内全14小学校で実施しています。

登録児童数は平成27年度から比較すると増加傾向にあります。

放課後児童クラブの登録児童数

単位：人

| （年間のべ利用人数） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 登録児童数 | 1, 360 | 1, 411 | 1, 570 | 1, 560 |

資料：子育て支援課

### ⑥妊婦健康診査の実施状況

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行っています。

利用実績

単位：人

| （年間のべ利用人数） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 年間受診のべ人数 | 10, 828 | 11, 014 | 9, 567 | 9, 988 |

資料：健康増進課

### ⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の実施状況

生後４か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐため実施しています。

平成30年度から事業担当課が子育て支援課から健康増進課に変更になり、新生児訪問との重複を除き、事業の効率化がはかれるようになったため件数が減少しています。

利用実績

単位：人

| （年間のべ利用人数） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 利用実人数 | 822 | 901 | 802 | 478 |

資料：健康増進課

### ⑧養育支援訪問事業の実施状況

養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師、保育士、ヘルパー等子育て経験者等が、居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行っています。

利用実績

単位：人

| （年間のべ利用人数） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 利用実人数 | 9 | 8 | 2 | 2 |

資料：子育て支援課

### ⑨病児・病後児保育事業の実施状況

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業を実施しています。

病児保育事業の利用実績

単位：人

| （年間のべ利用人数） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 年間のべ利用人数 | 736 | 743 | 860 | 425 |

資料：保育幼稚園課

病後児保育事業の利用実績

単位：人

| （年間のべ利用人数） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 年間のべ利用人数 | － | － | 24 | 13 |

※29年度からの実施

資料：保育幼稚園課

# 3　ニーズ調査結果等

## （１）就学前児童及び小学生の保護者

### ①子どもの人数

・現在の子どもの人数は「２人」が最も多くを占めています。

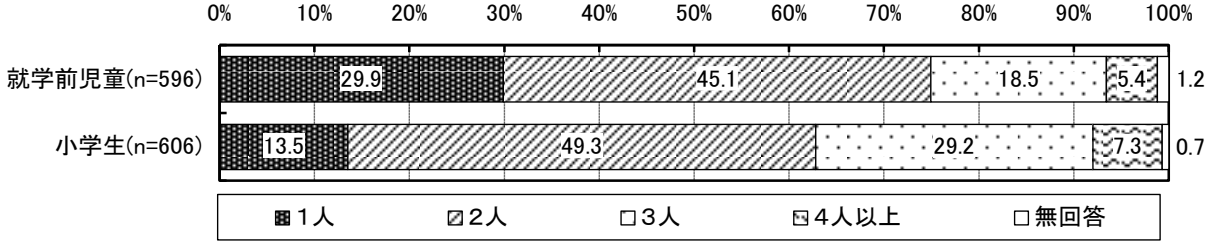


### ②もう１人以上の子どもを生み育てたいか

・就学前児童の保護者に対して、もう１人以上の子どもを生み育てたいと思うかどうかを尋ねたところ、「思わない」が60.6%を占めています。また、そのように答えた人にどのような環境が整えば子どもを生み育てたいかを尋ねたところ、「収入が増えれば」「子どもに関する費用負担が減れば」と答える割合が高くなっています。

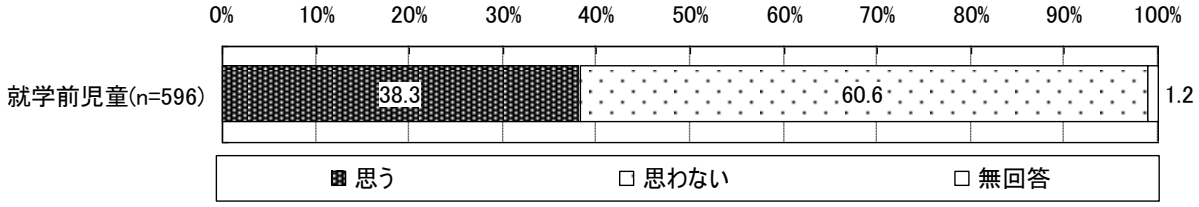


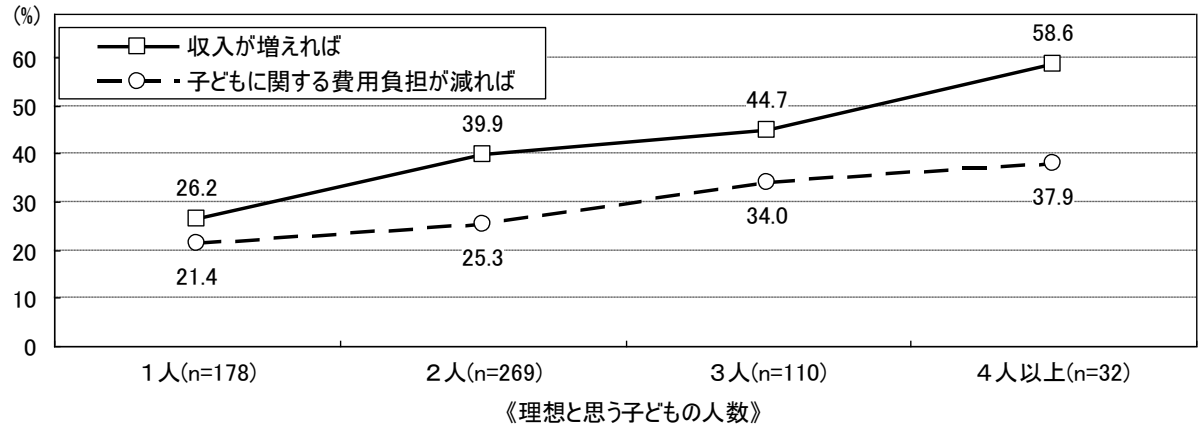


《理想と思う子どもの人数》

### ③母親の就労状況

・就学前児童・小学生の母親ともフルタイムやパート・アルバイトなどで働いている人が前回調査より大きく増加しています。また、パート・アルバイト等で働き続けることを希望する人が多くなってます。

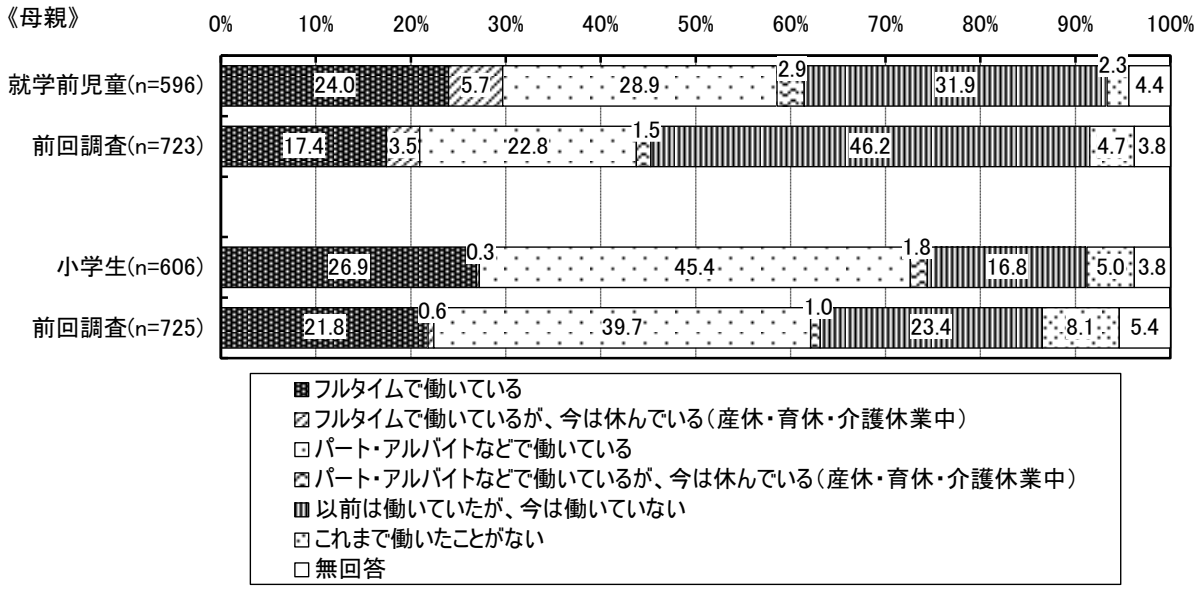


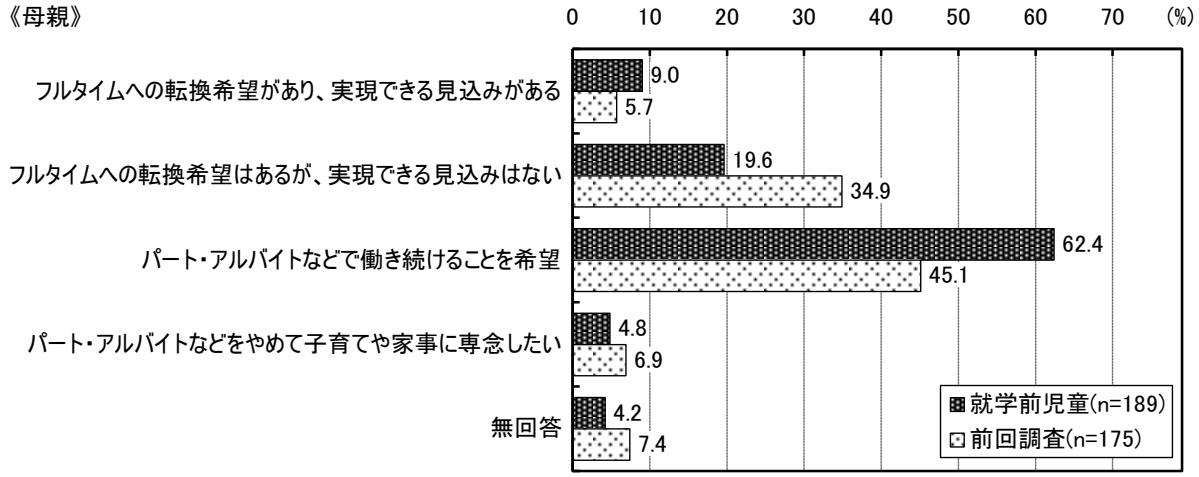


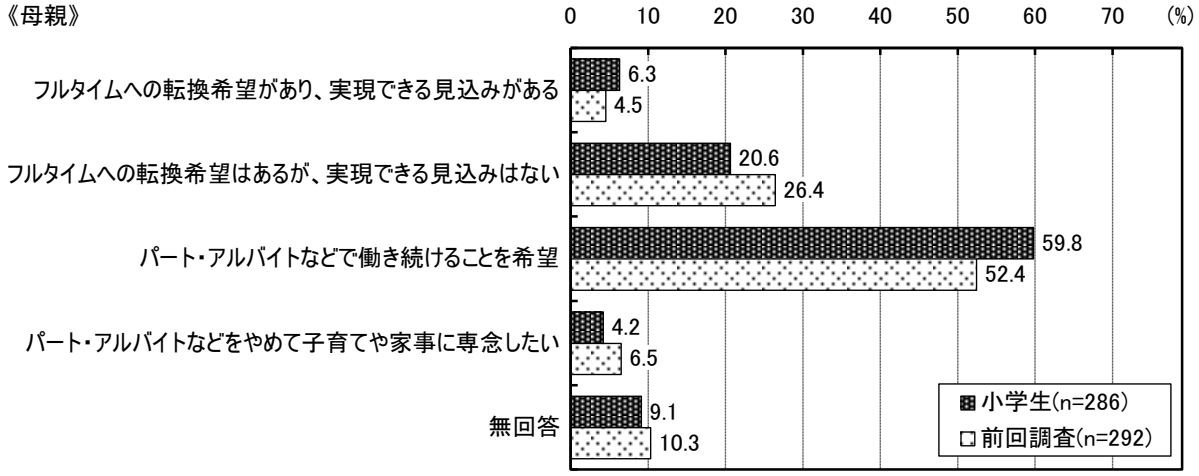

## ④母親の育児休業の取得状況

・就学前児童の母親の育児休業取得率は31.7%となり、前回調査より増えています。

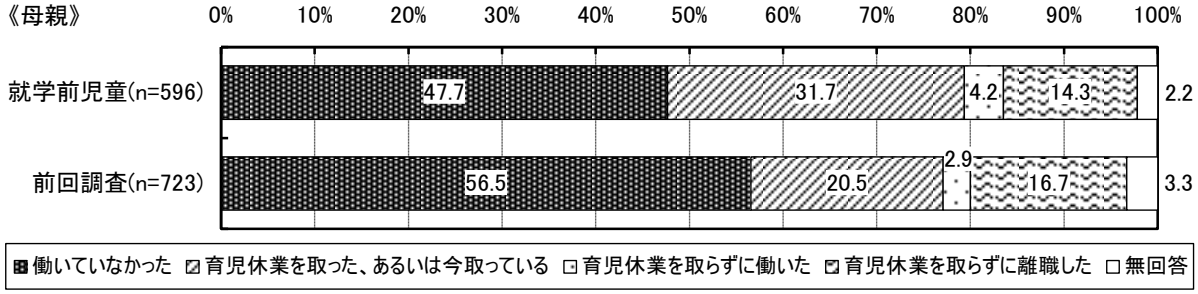


## ⑤仕事と子育ての両立について

・仕事と子育ての両立ができていると感じているか尋ねたところ、「感じる」「まあまあ感じる」という人が就学前児童の63.4%、小学生の63.7%を占めています。

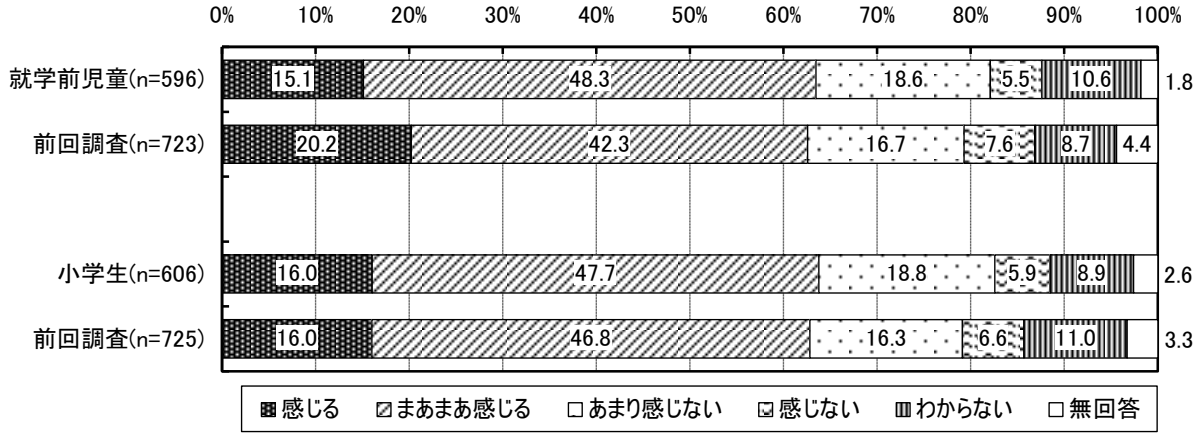


## ⑥子どもを預かる施設やサービスの利用希望（上位５項目）

・就学前児童の保護者のうち、今後利用したい施設やサービスについては、認定こども園の普及にともない、「認定こども園」が43.5%、「認可保育所」が36.6%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が33.1%、「幼稚園」が28.7%などとなっています。

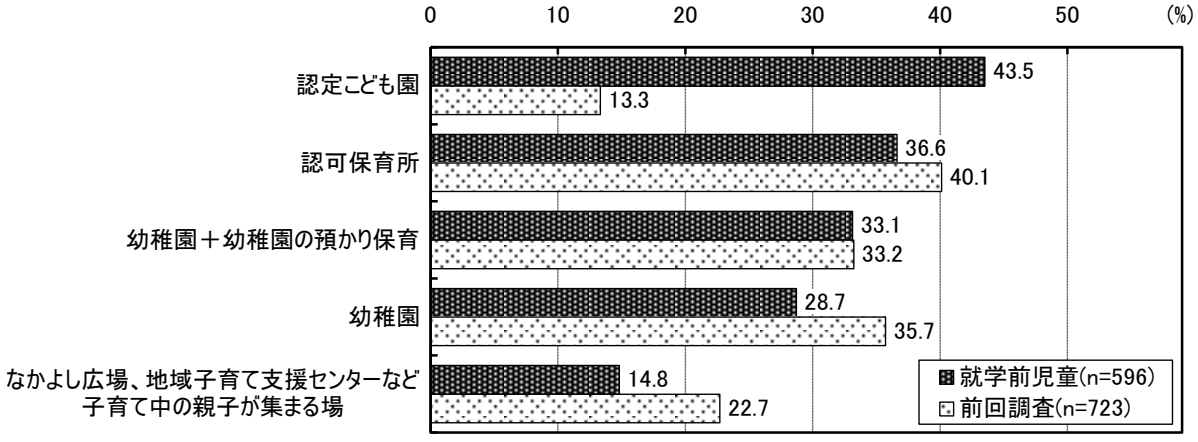

## ⑦放課後児童クラブの利用状況と今後の利用希望

・小学生の保護者のうち、現在、放課後児童クラブを「利用している」という人は27.6%と前回調査より増加しており、今後も「放課後児童クラブを利用したい」という人が大半を占めています。

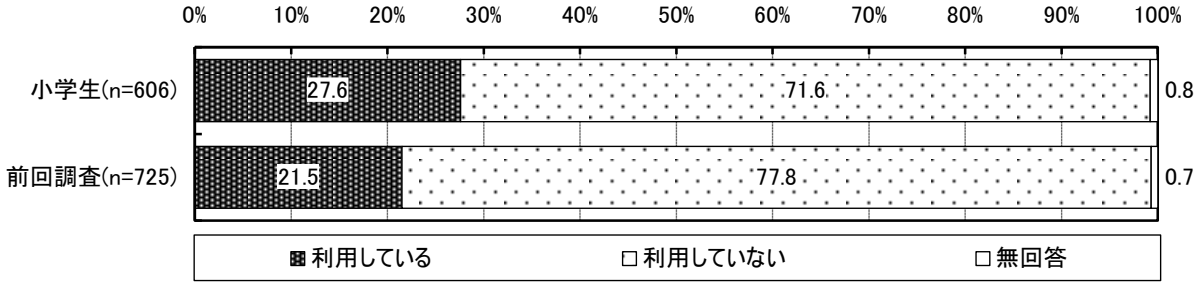


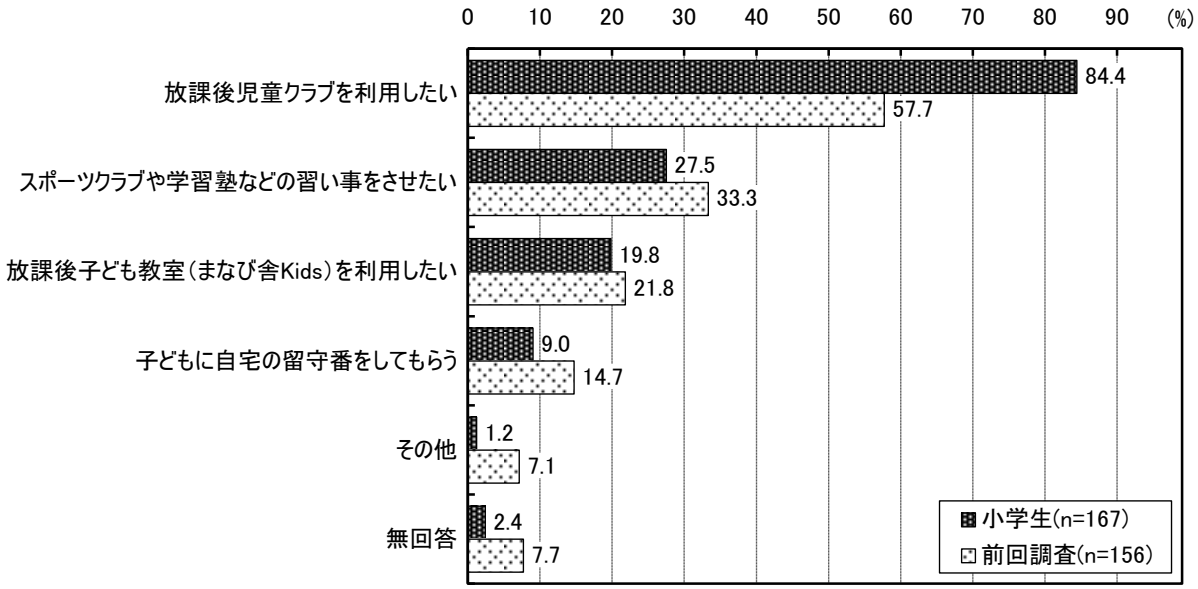


## ⑧子育てについて感じること

・子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答えた人が就学前児童の保護者の61.1%、小学生の保護者の54.5%を占めています。

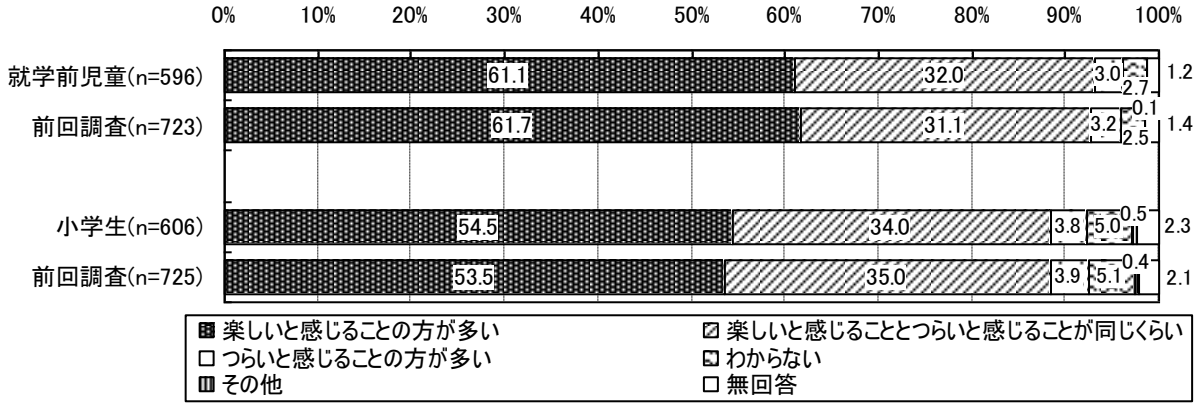

## ⑨子育てに関する悩みや気になること（就学前児童保護者の上位６項目）

・就学前児童の保護者では、子どもの教育に関すること、食事や栄養に関すること、病気や発育・発達に関することの順となっています。

・小学生の保護者では、子どもの教育に関すること、子どもの友だちづきあいに関すること、食事や栄養に関することの順となっています。

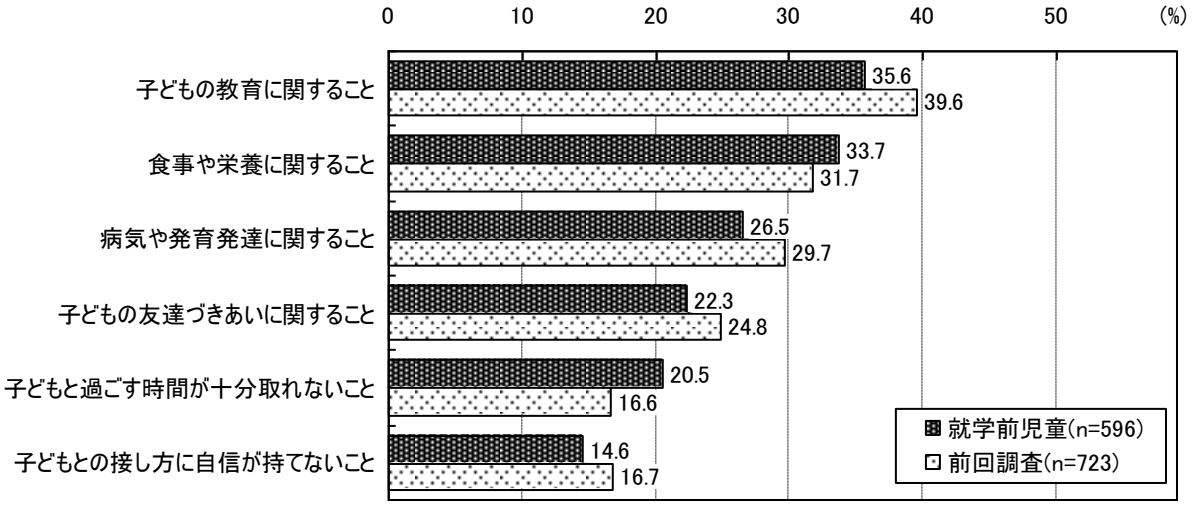


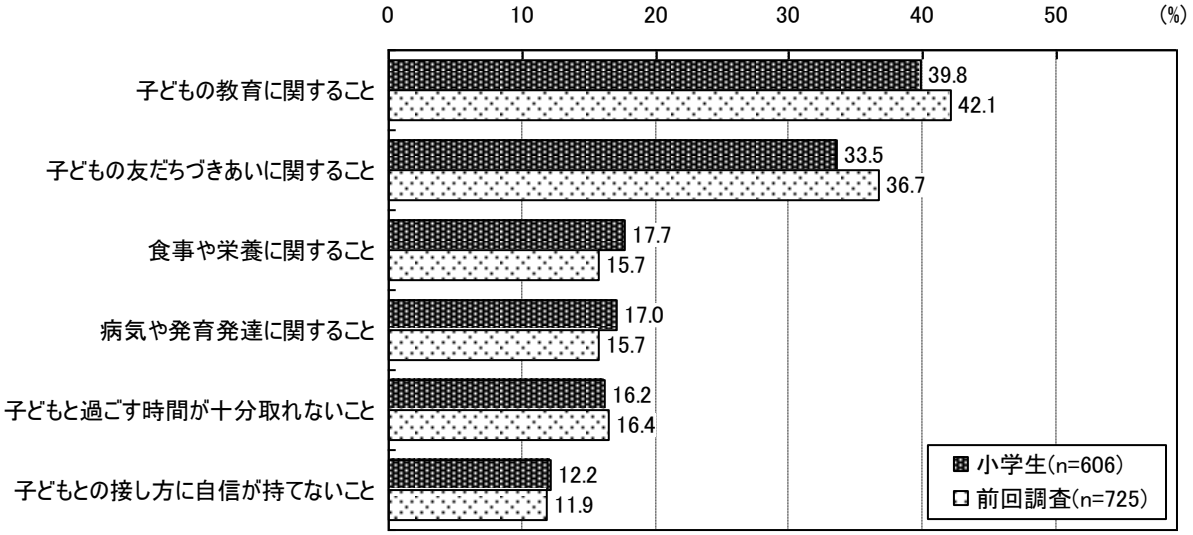

### ⑩充実してほしい子育て支援策（就学前児童保護者の上位12項目）

・就学前児童の保護者では、保育料などの無償化、公園など屋外施設の整備、小児医療体制の整備、経済的援助の拡充の順となっています。

・小学生の保護者では、経済的援助の拡充、小児医療体制の整備、子どもの安全確保対策の充実、公園など屋外施設の整備の順となっています。

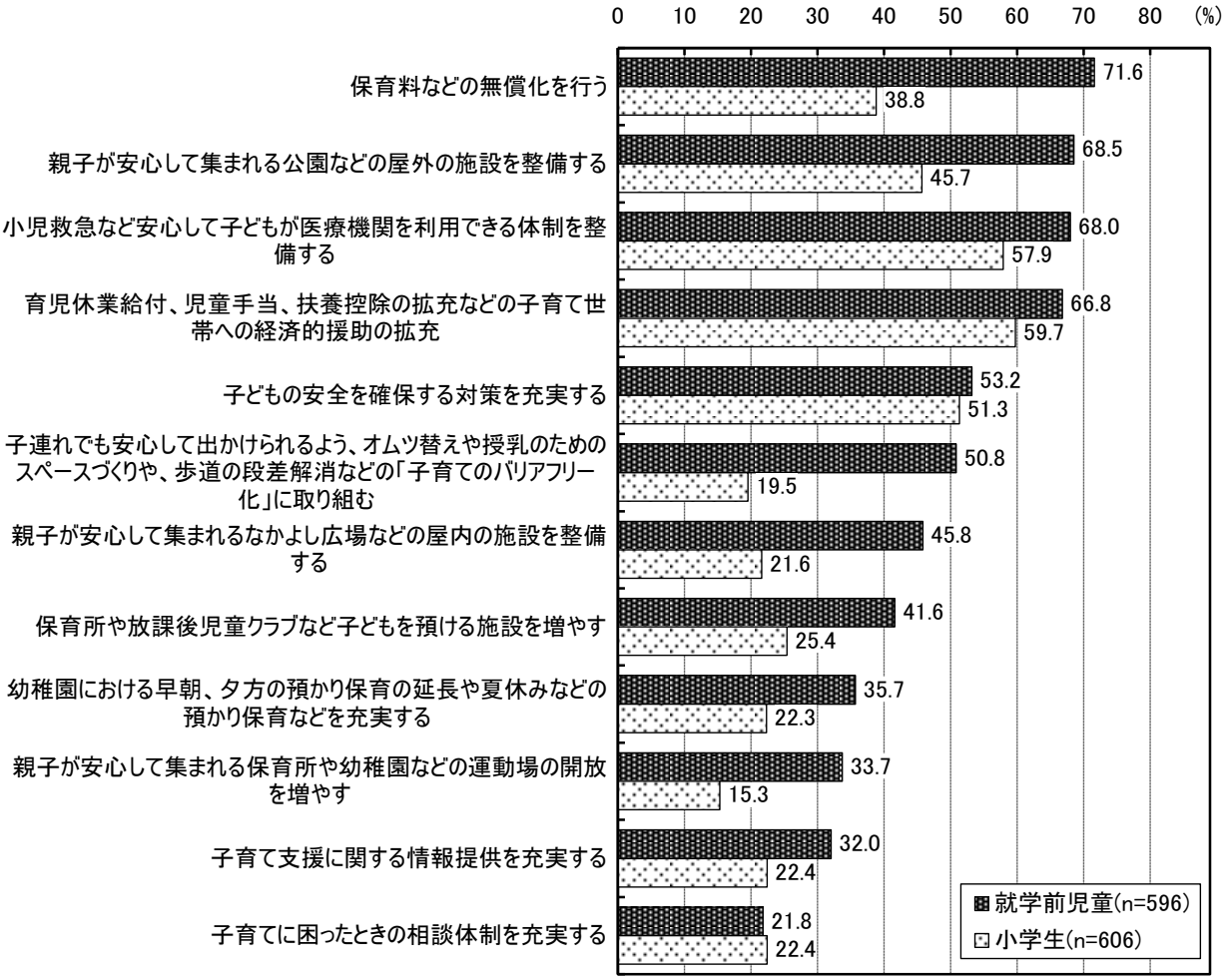

## （２）13歳から18歳の市民

### ①メールやインターネットの利用状況

・「現在、利用している」が87.3%を占めています。

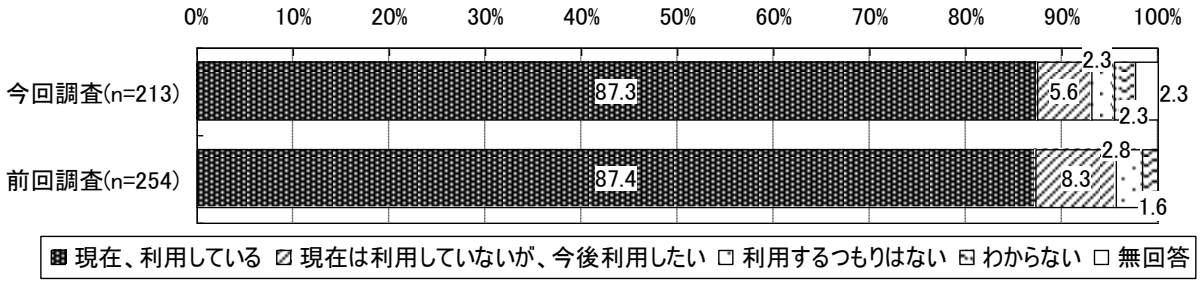


### ②メールやインターネットを利用する中で経験したこと（上位３項目）

・メールやインターネットを利用している人のうち、「気がつくと何時間もインターネットをしている」が50.5%、「見ず知らずの人とやりとりしたことがある」が25.3%と答えています。

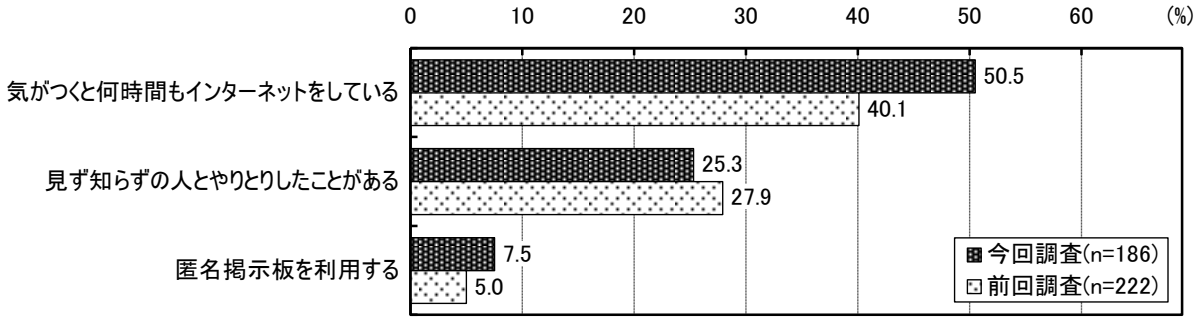


### ③自分にとって一番必要な場所（上位５項目）

・「スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことのできる場所」、「誰にも何も言われずに過ごせる場所」、「友達がたくさん集まってくるような場所」、「自然がいっぱいでほっとできる場所」などの順となっています。

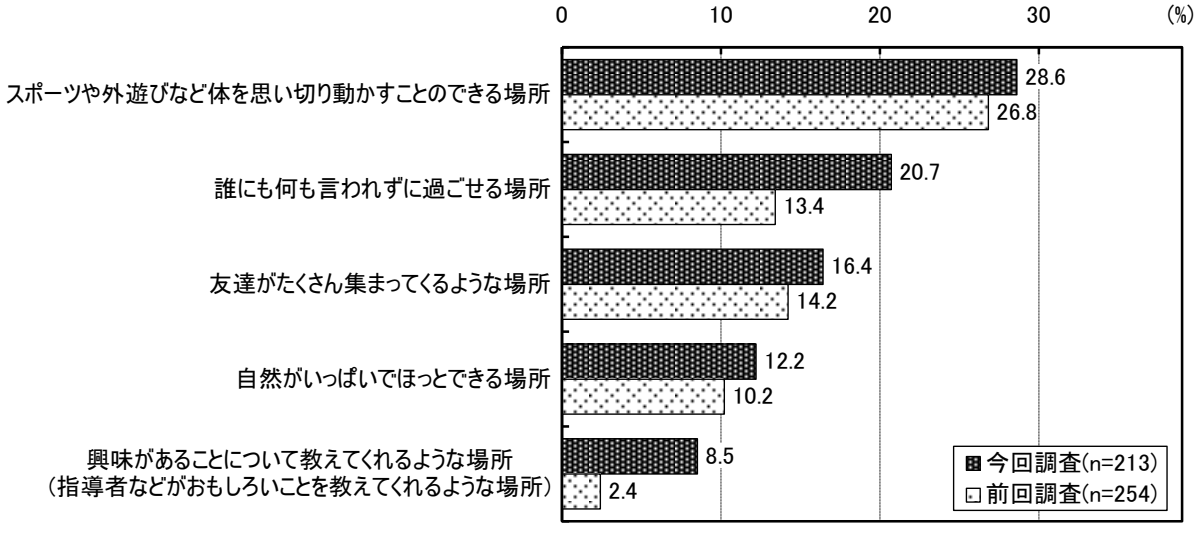

### ④将来結婚したいと思うか

・「ぜひ結婚したい」「できれば結婚したい」を合わせて65.8%となっていますが、前回調査より減少しています。

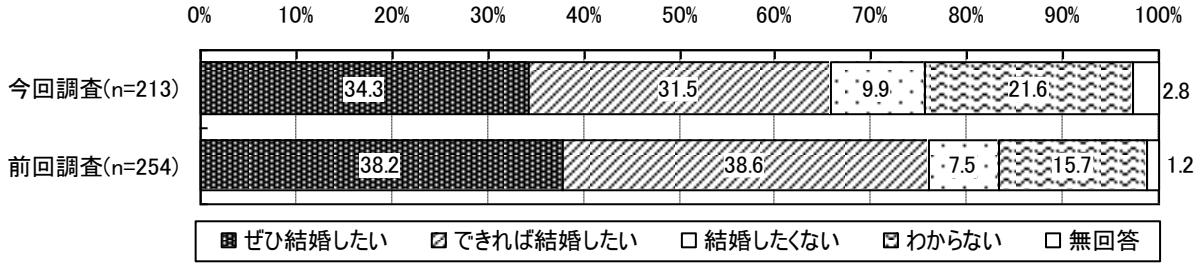


### ⑤門真市に住み続けたいと思うか

・「住み続けたい」「どちらかといえば、住み続けたい」を合わせて39.9%の人が門真市に住み続けたいと答えていますが、前回調査より割合は低下しています。

・門真市に住み続けたいと感じる理由を尋ねたところ、「友達・親せきなどが住んでいるから」が最も多く、前回調査より増加しています。また、「生まれ故郷だから」が61.2%となっています。

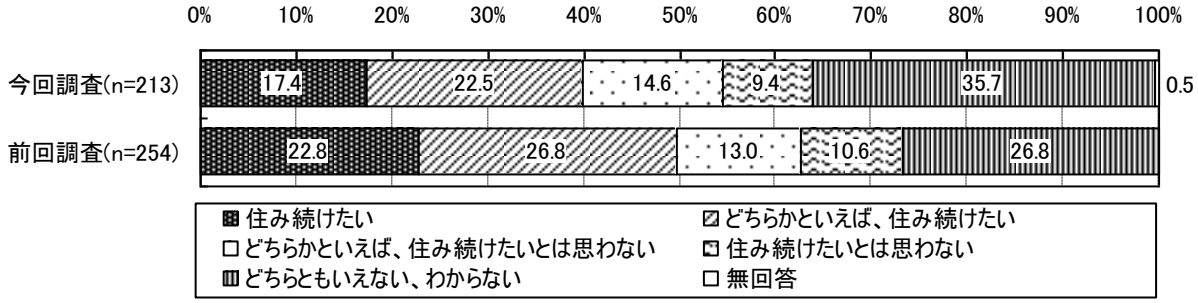


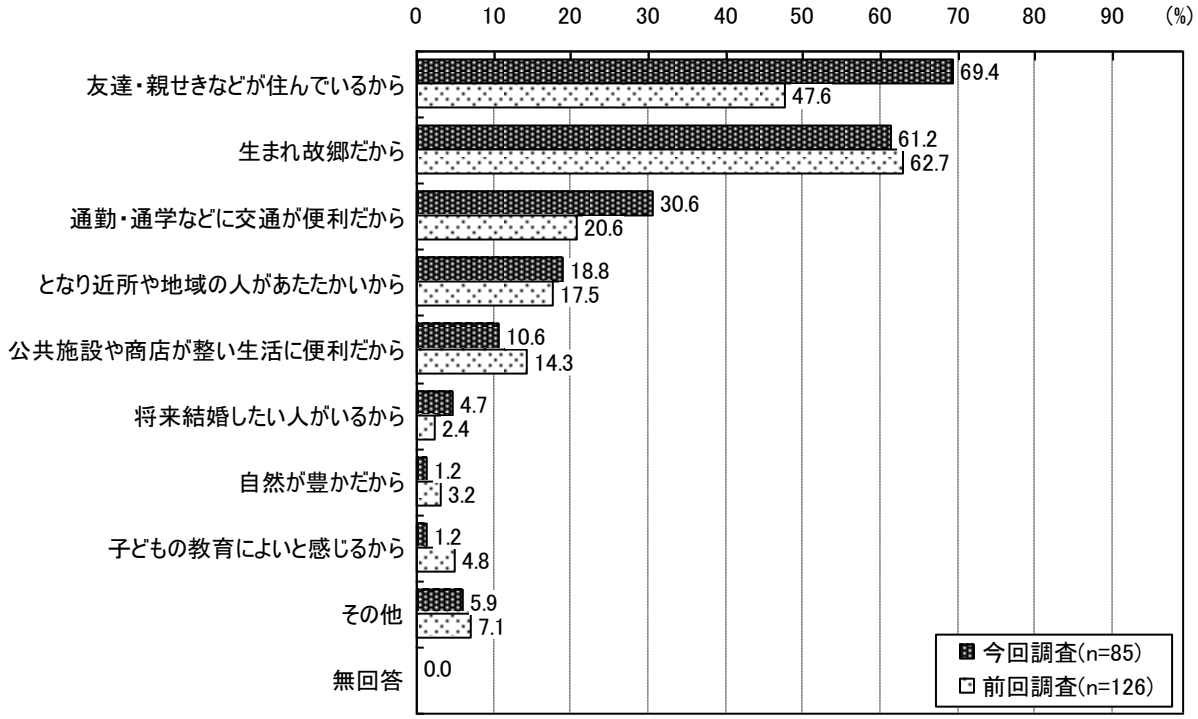

# 4　ひとり親家庭等を取り巻く状況

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」として、母子家庭・父子家庭・寡婦（以下、「ひとり親家庭等」とします。）の自立支援を総合的に推進するための「基本的計画」として位置づけるものです。

なお、母子家庭・父子家庭・寡婦それぞれの定義については次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 母子家庭 | 離婚、死別等により配偶者のない女性が、20歳未満の児童を扶養している家庭 |
| 父子家庭 | 離婚、死別等により配偶者のない男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭 |
| 寡　　婦 | 配偶者のいない女性で、かつて配偶者のない女性として20歳未満の児童を扶養していたことのある方 |

## （１）婚姻・離婚の状況

本市の近年の婚姻数・離婚数の推移を見ると、年により変動はありますが、婚姻数・離婚数とも減少傾向にあります。

門真市の婚姻数・離婚数の推移

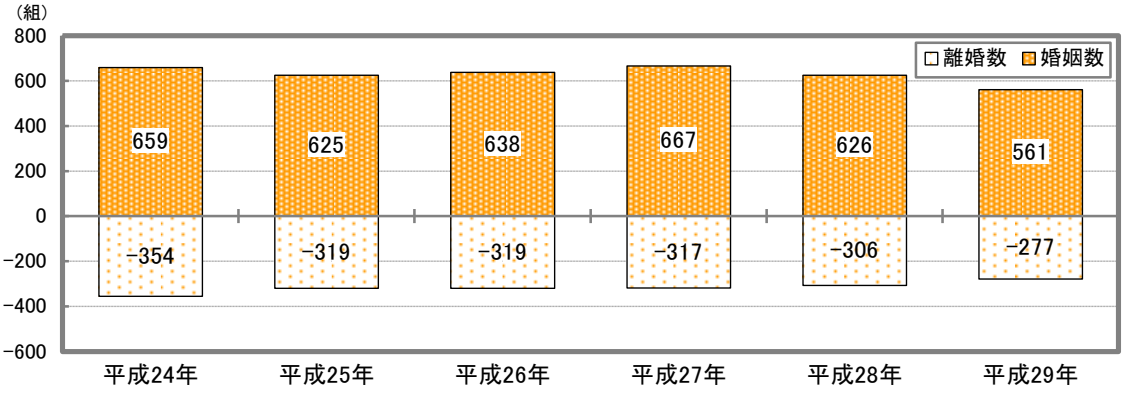


資料：総務部管財統計課／人口動態統計

門真市における近年の離婚率（人口千人あたりの離婚数）は横ばい状況にあり、大阪府や全国の平均と比べると高い水準で推移しています。

離婚率（人口千人あたり離婚数）の門真市・大阪府・全国平均の比較

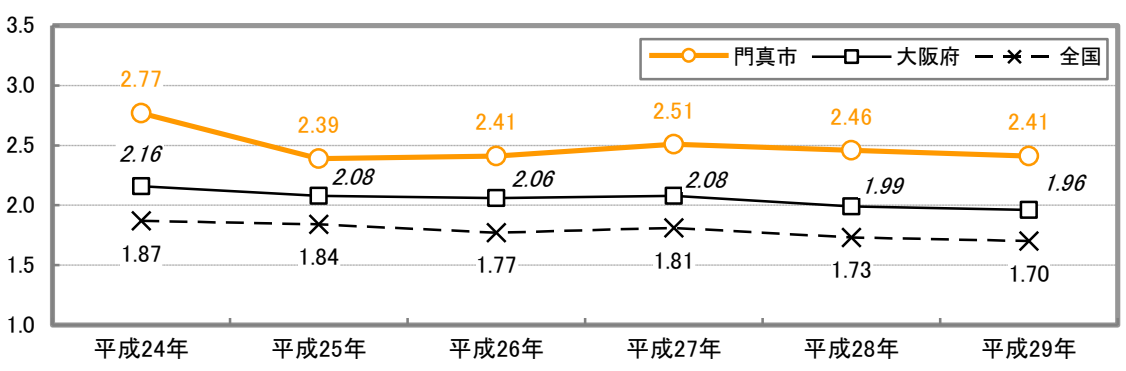


資料：人口動態統計

## （２）ひとり親家庭等の状況

国勢調査では、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯といいます。

母子世帯・父子世帯それぞれの推移を見ると、母子世帯については平成17年以降減少が続いていますが、父子世帯については微増傾向にあります。

母子世帯・父子世帯の推移（単位：世帯）

| | 平成２年 | 平成７年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 母子世帯 | 1,065 | 888 | 1,149 | 1,379 | 1,294 | 1,245 |
| 父子世帯 | 206 | 170 | 162 | 132 | 137 | 147 |
| 合　　計 | 1,271 | 1,058 | 1,311 | 1,511 | 1,431 | 1,392 |

資料：国勢調査

ひとり親家庭を対象とした児童扶養手当の受給者数の状況を見ると、平成23年度以降横ばい状況で推移しています。

児童扶養手当受給者数の推移

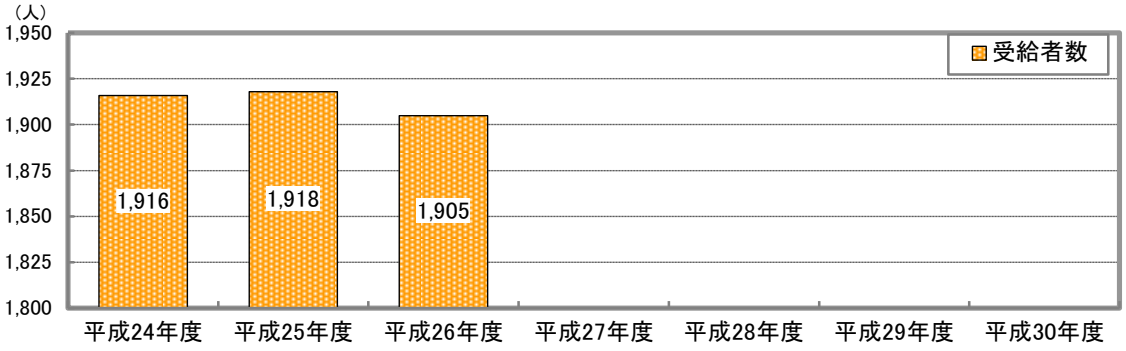


資料：こども政策課調べ

生活保護を受けている母子世帯は減少傾向が続いており、全保護世帯に占める割合も低下しています。

被保護世帯における母子世帯の推移

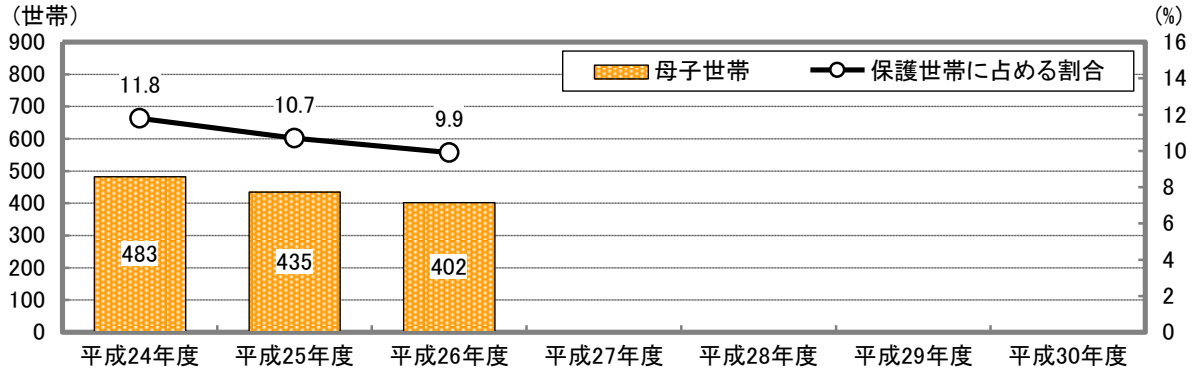


資料：保護課調べ

## （３）ひとり親家庭等を対象とした施策の実施状況

本市では、平成28年３月に策定した「第３次門真市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、総合的な施策の推進に努めてきました。主な取組について整理すると次のとおりとなります。

| 基本方向 | ひとり親家庭等を対象とした取り組み | 関連する主な取り組み |
|---|---|---|
| 相談・情報提供による支援 | ○ひとり親家庭等相談<br>○門真市母子寡婦福祉会による相談事業<br>○母子父子福祉推進委員（大阪府委嘱）による相談事業<br>○(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会の大阪府母子・父子福祉センターによる相談事業 | ○各種相談事業（家庭児童相談、健康や発育等に関する各種相談、保育所等における育児相談、人権相談、女性のための相談、無料法律相談等）<br>○民生委員児童委員、主任児童委員等による相談事業<br>○各種媒体や窓口等による支援制度・サービス等に関する情報提供 |
| 就労への支援 | ○母子・父子自立支援員による就労相談<br>○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給<br>○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金<br>○ひとり親高卒程度認定試験合格支援給付金<br>○(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会の大阪府母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談 | ○就労困難者を対象とした地域就労支援事業（相談、講習会・セミナーの開催等）<br>○生活保護受給者等就労支援事業 |
| 子育て等生活面への支援 | （ひとり親家庭等も含め、子育て家庭全般を対象とした取り組みとして施策・事業を実施しています。） | ○各種保育事業<br>○放課後健全育成事業<br>○市民の健康づくり、食育の推進に向けた各種事業<br>○進路選択支援事業<br>○住宅相談、市営住宅「子育て世帯」優先枠による募集　など |
| 養育費の確保に向けた支援 | ○母子・父子自立支援員による離婚前相談、養育費に関する相談 | ○各種相談事業 |
| 経済的な支援 | ○児童扶養手当の給付<br>○ひとり親家庭医療費助成事業<br>○母子・父子・寡婦福祉資金 | ○生活困窮者を対象とした生活保護制度<br>○門真市社会福祉協議会による生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、生活福祉資金の貸付）<br>○就学援助費の給付<br>○門真市奨学金の支給 |
| 人権尊重のまちづくり | （ひとり親家庭等も含め、市民全般を対象とした取り組みとして施策・事業を実施しています。） | ○人権教育・人権啓発の推進<br>○民間企業や事業所、宅地建物取引業者等に対する啓発<br>○児童虐待の発生予防、早期発見体制の充実 |

## （４）ひとり親家庭等の生活と意識

本計画の策定にあたって、市内在住のひとり親家庭等の世帯を対象に、生活の実情や意識等を把握し、施策立案の参考とするため、令和元年５月から６月にかけてアンケート調査を実施しました。

### ①回答者の年齢

母子家庭等（母子家庭及び寡婦）、父子家庭ともに40歳代の回答者が半数近くを占めています。父子家庭については、全体に回答者の年齢が高くなっている様子がうかがえます。

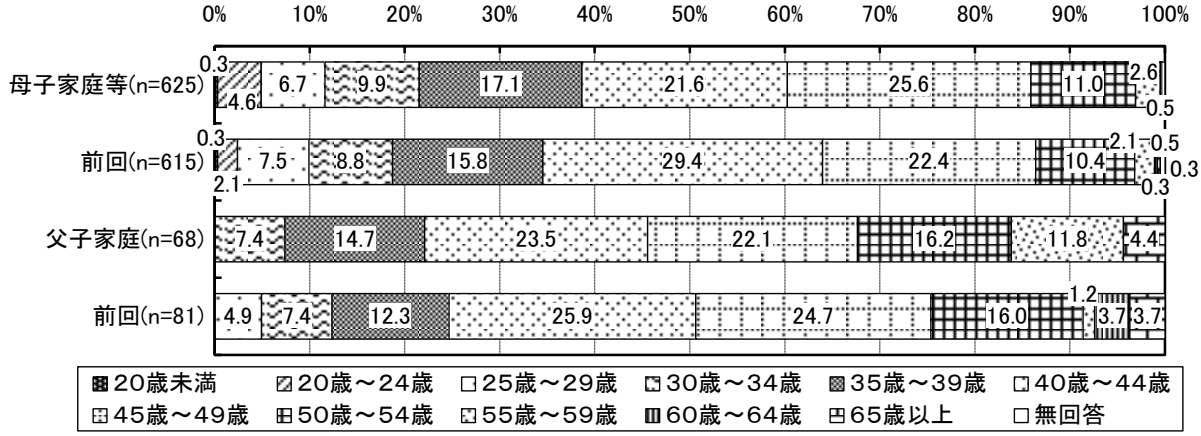


### ②回答者（ひとり親家庭等の親）の最終学歴

父子家庭の父親の47.1%、母子家庭等の母親の40.3%が高等学校卒業と答えており、中学校卒業と高等学校中退を合わせた割合は母子家庭等・父子家庭とも約21～22%となっています。

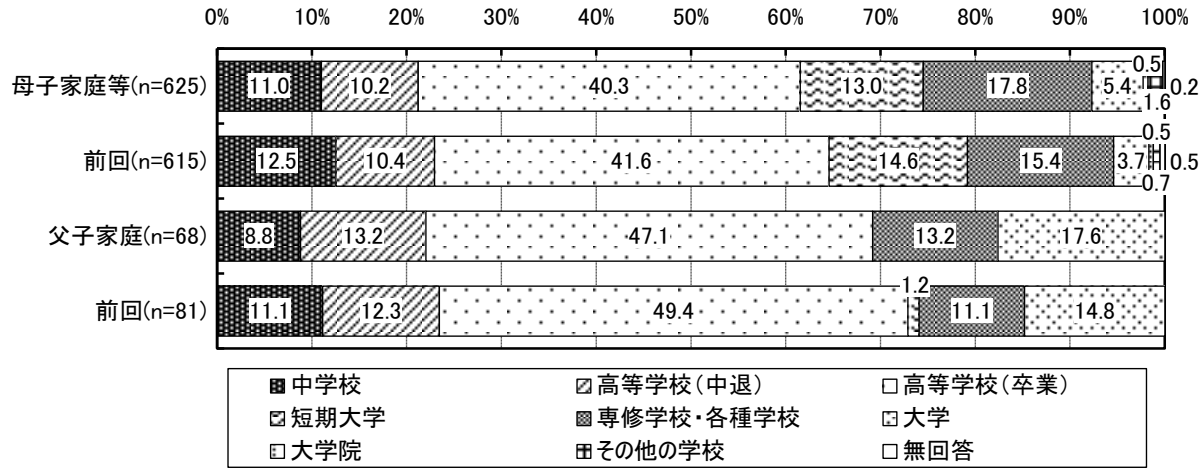

### ③ひとり親家庭となった理由

母子家庭等については、性格の不一致や経済的な理由等による離婚が多くを占めています。父子家庭については，異性問題や性格の不一致等による離婚、配偶者の死亡が多くを占めています。

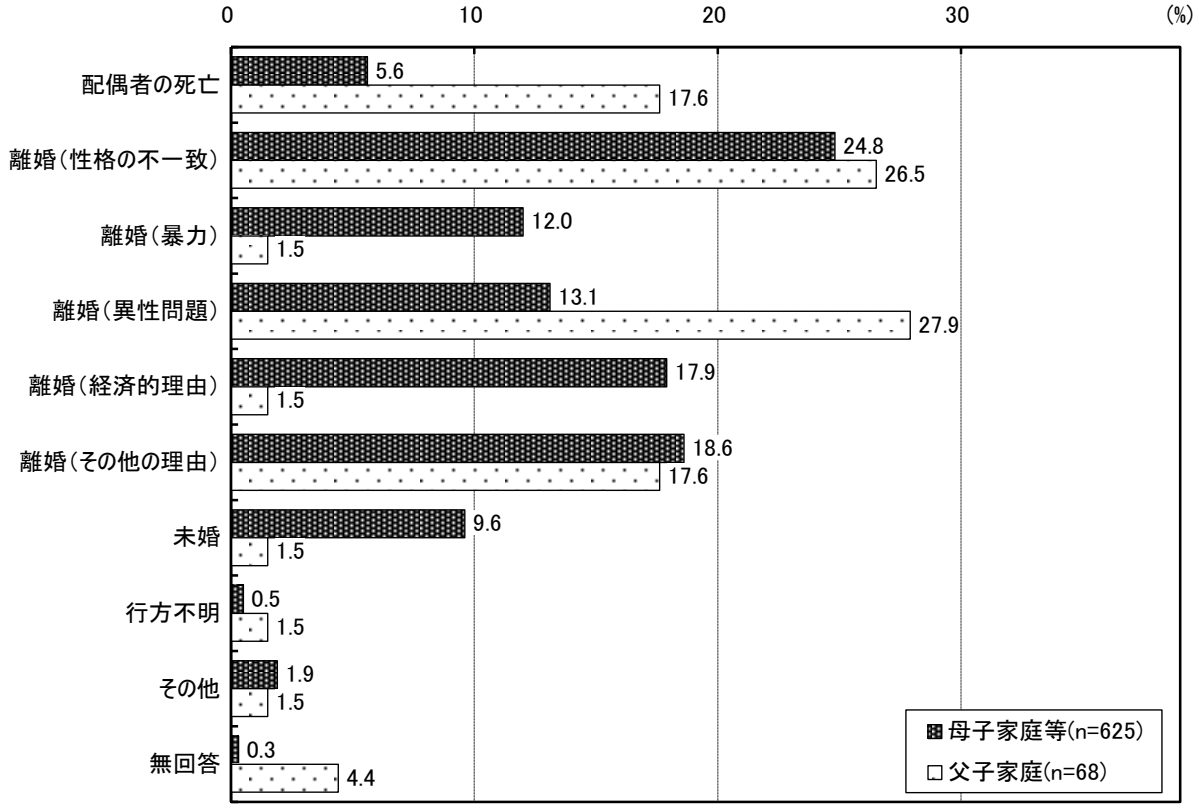


### ④近くの親戚や友人・知人の有無

およそ30分以内に行き来できる範囲に「父母」がいる回答者は母子家庭等の58.7%（前回調査47.2%)、父子家庭の38.2%（同40.7%）となっています。

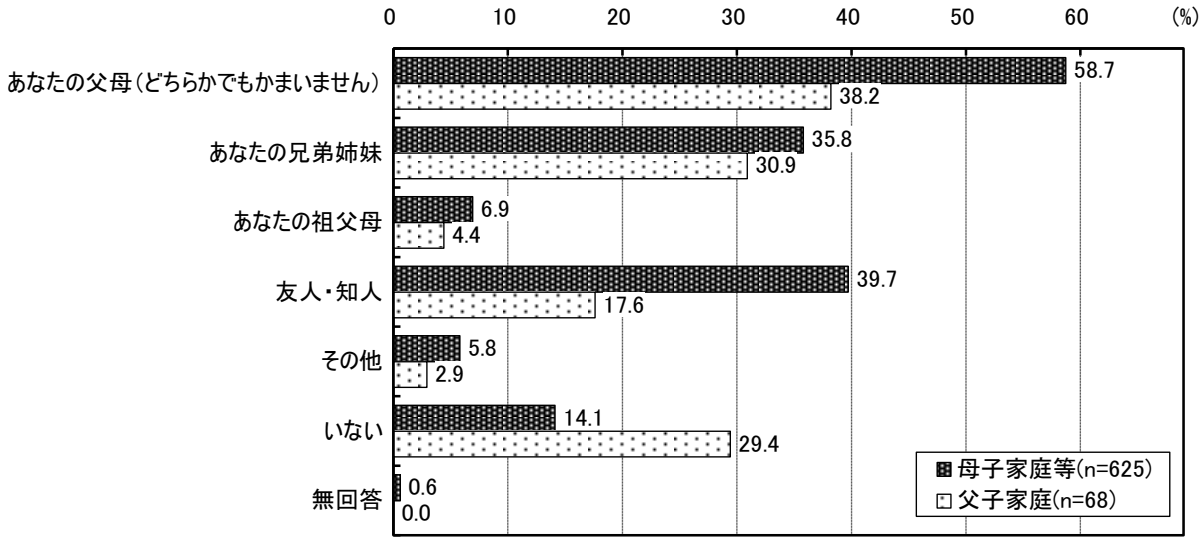

### ⑤回答者（ひとり親家庭等の親）の現在の就業状況

母子家庭等の母親の88.3%、父子家庭の父親の94.1%が何らかの形態で働いています。

「正社員・正規職員」で働く母親の割合は、前回調査の28.3%から37.1%へと大きく割合が高くなっています。

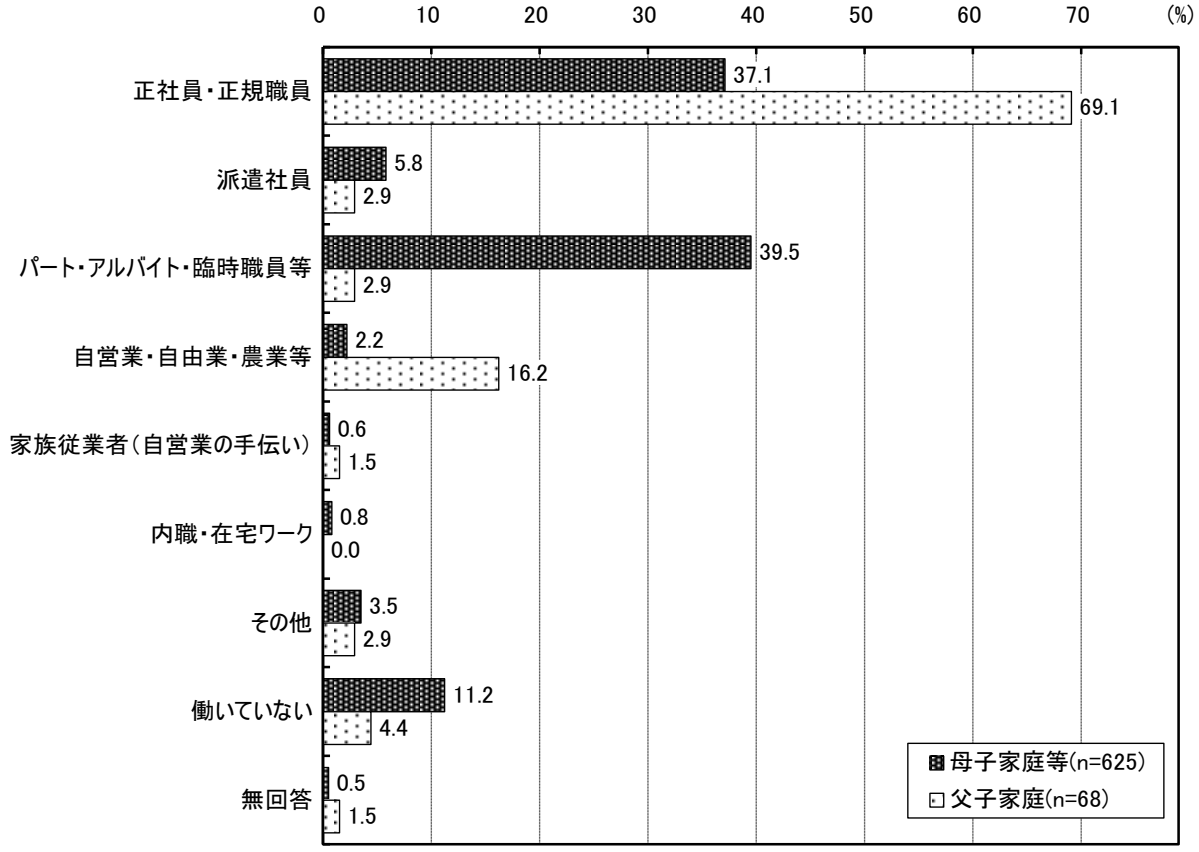


### ⑥転職の意向

転職の意向について尋ねたところ、母子家庭等の母親、父子家庭の父親ともに「仕事を変えたい」と答える人が大きく減少しています。

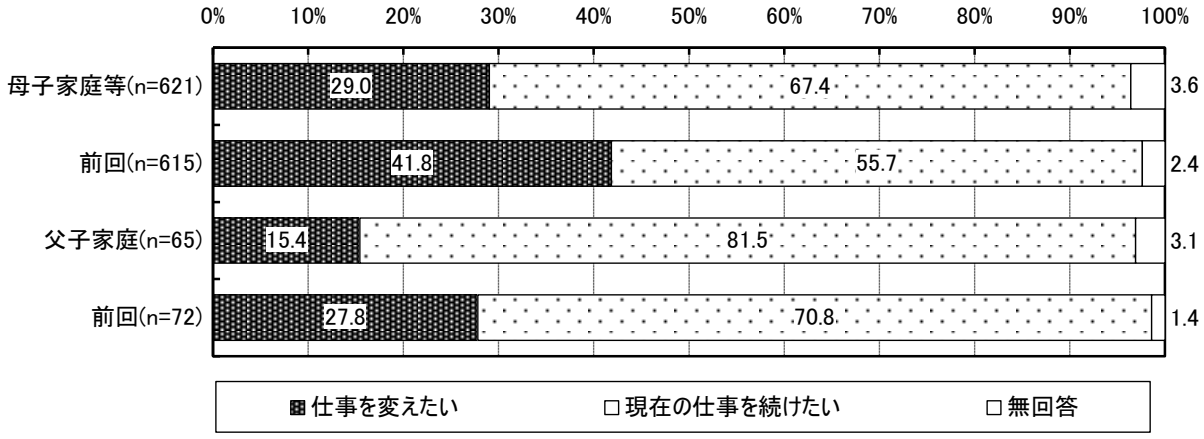

### ⑦回答者（ひとり親家庭等の親）の年間総収入額

母子家庭等については、年間収入200万円未満の家庭が48.1%を占めていますが、前回調査と比べて100万円未満の家庭が25.2%から19.8%へ、100～150万円未満の家庭が17.9%から14.9%へそれぞれ減少しています。

父子家庭では、600万円以上の家庭が13.2%と最も多くを占めています。

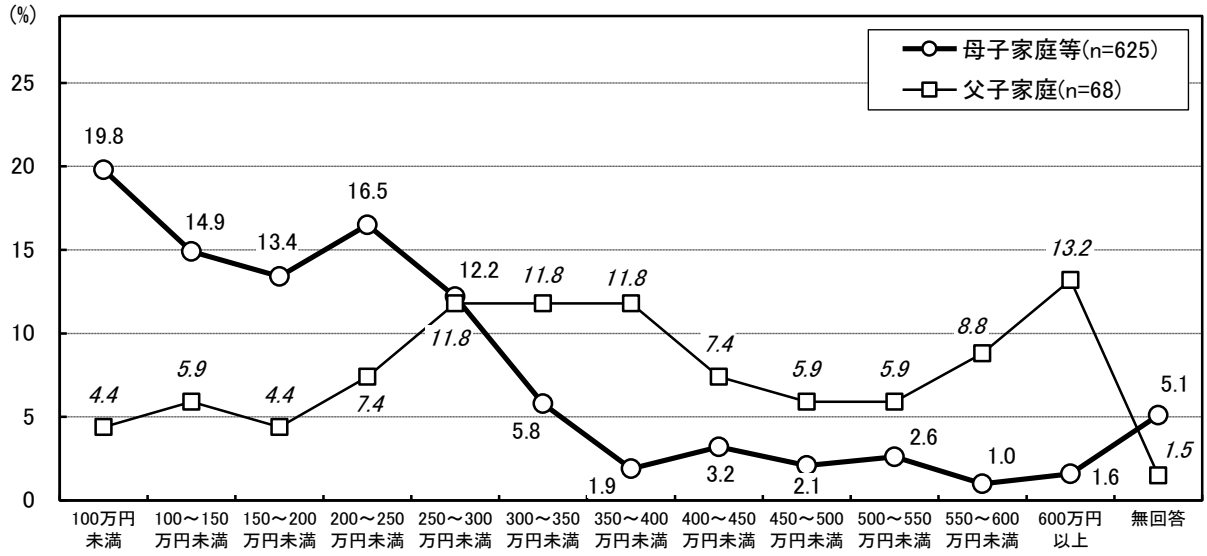


### ⑧経済的な生活状況についての意識

現在の経済的な生活状況について「苦しい」「やや苦しい」と感じている人は、母子家庭等の69.2%、父子家庭の66.2%で、ともに前回調査の割合を下回っています。

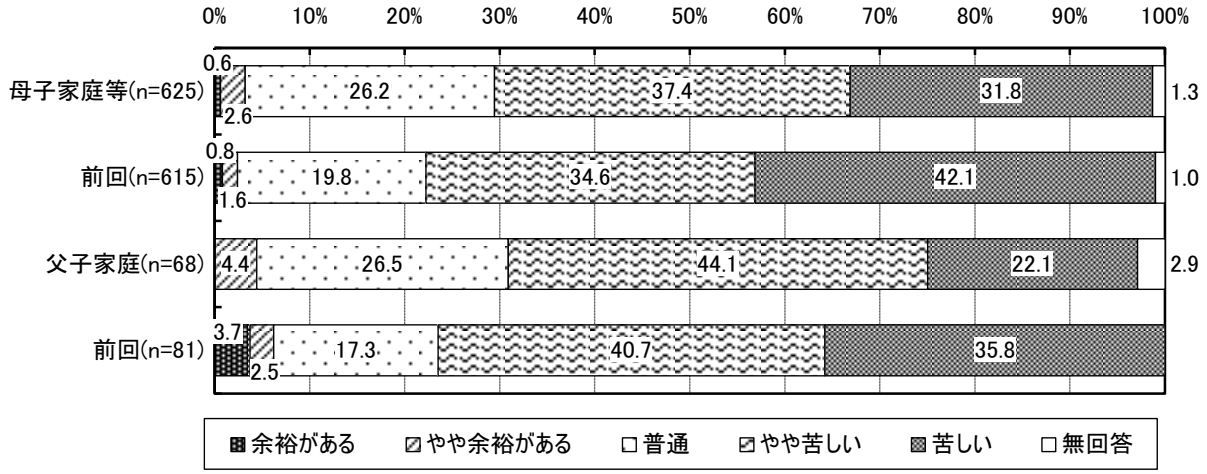

### ⑨日常生活で負担になっていること

日常生活での負担については、「食事の準備、あとかたづけ」が多く、特に父子家庭では57.4%と半数を超えています。

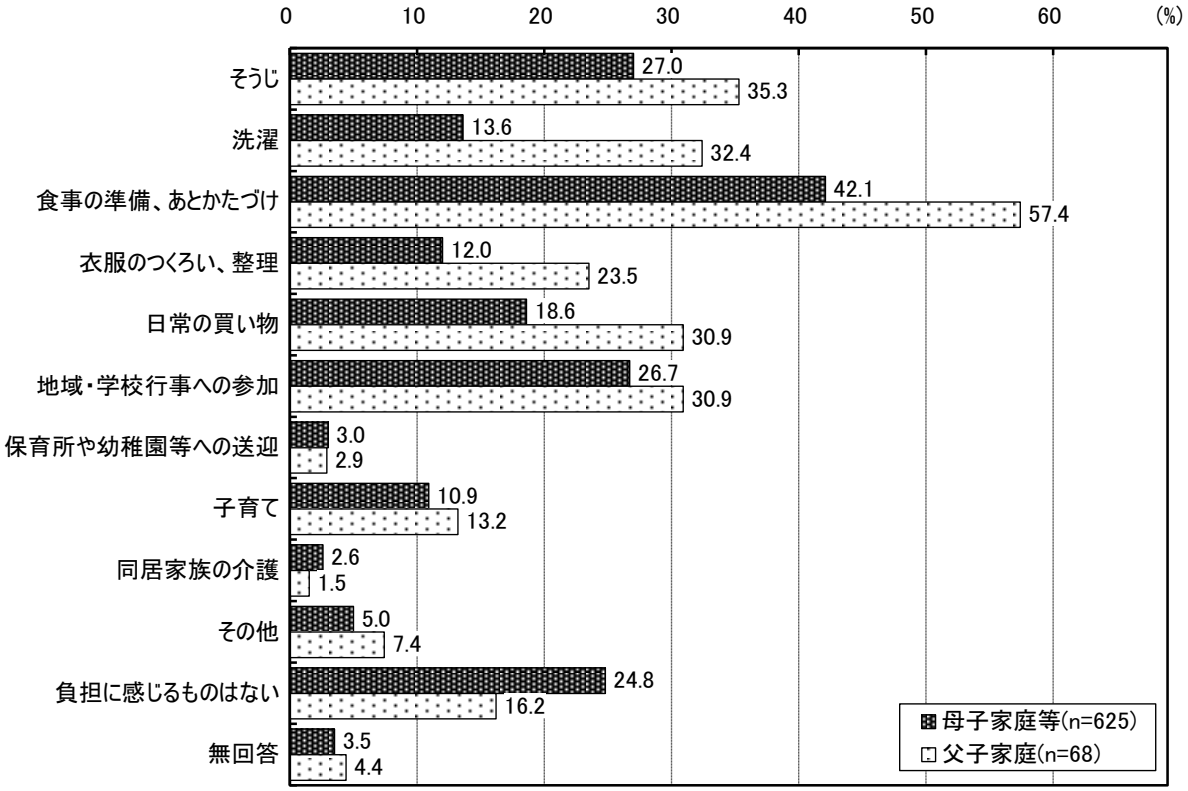


### ⑩自分のことで困っていること（母子家庭等・父子家庭のいずれかで15%を超えるもの）

母子家庭等では、就労収入が少ないことをあげる人が最も多く、父子家庭では家事に困っている人が多く見られます。

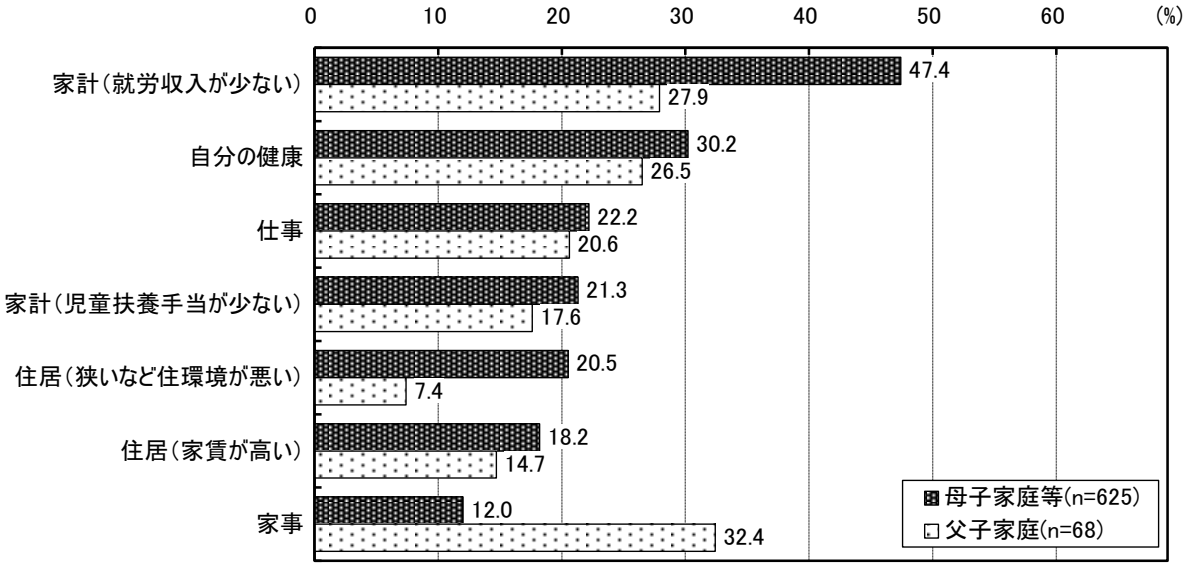

### ⑪子どものことで困っていること（母子家庭等・父子家庭のいずれかで15%を超えるもの）

母子家庭等・父子家庭とも、学習や進路のことや子どものしつけ、食事・栄養について困っている人が多く見られます。

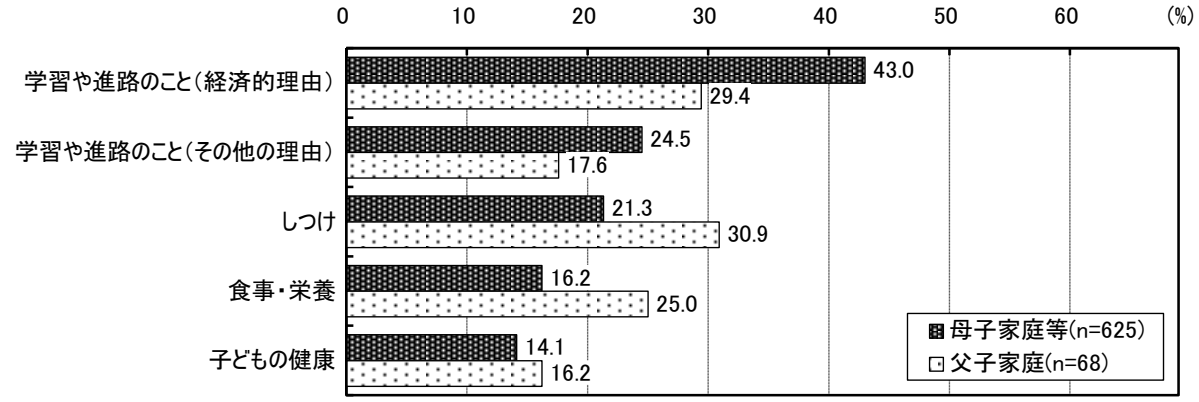


### ⑫困ったときの相談先（母子家庭等・父子家庭のいずれかで5%を超えるもの）

母子家庭等・父子家庭とも「家族・親戚」、「友人・知人」、「職場の人」の順で多くなっています。また、「相談先がない」との回答は父子家庭の13.2%、母子家庭等の12.0%を占めており、前回調査より割合が高くなっています。

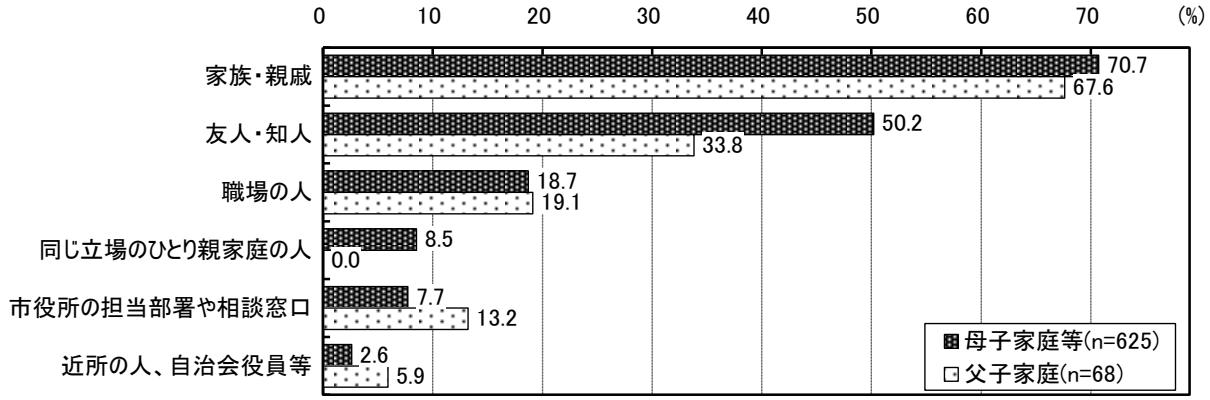


### ⑬住居を探したり入居するときに困ったこと（母子家庭等で10%を超えるもの）

「家賃が高い」が47.8%と半数近くを占めています。前回調査と比べると、「市営・府営住宅になかなか入れない」は35.6%から26.7%へ減少しています。

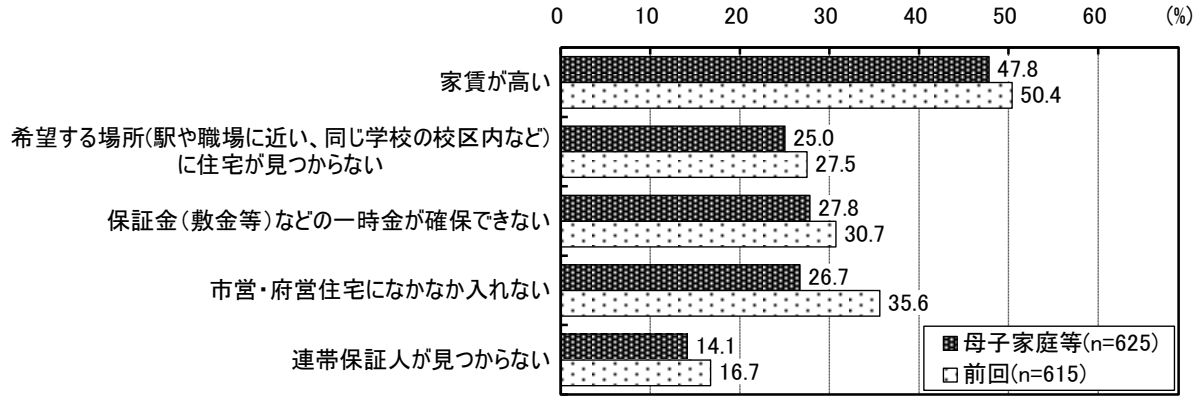

### ⑭養育費の受け取り状況

離別した配偶者から養育費を何らかの形で受け取っている家庭は、母子家庭等の17.3%と前回調査より若干増加しています。

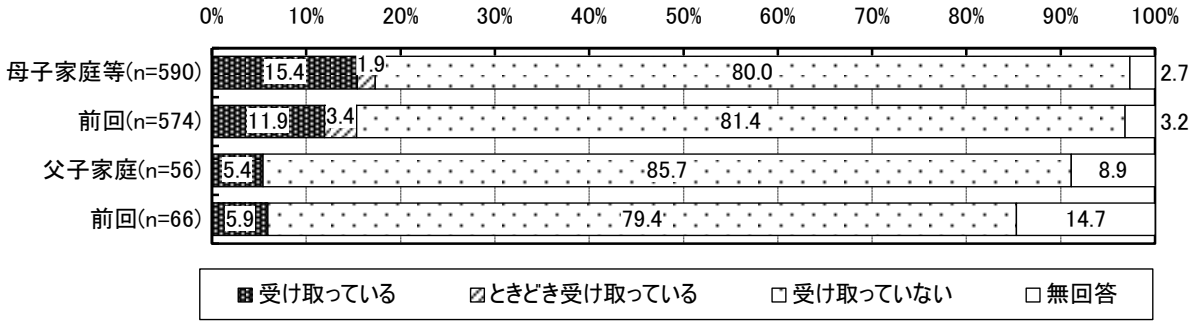


### ⑮ひとり親家庭であるために嫌な思いをした経験

嫌な思いをした経験があるという人は、母子家庭等の40.3%、父子家庭の27.9%見られますが、前回調査より減少しています。

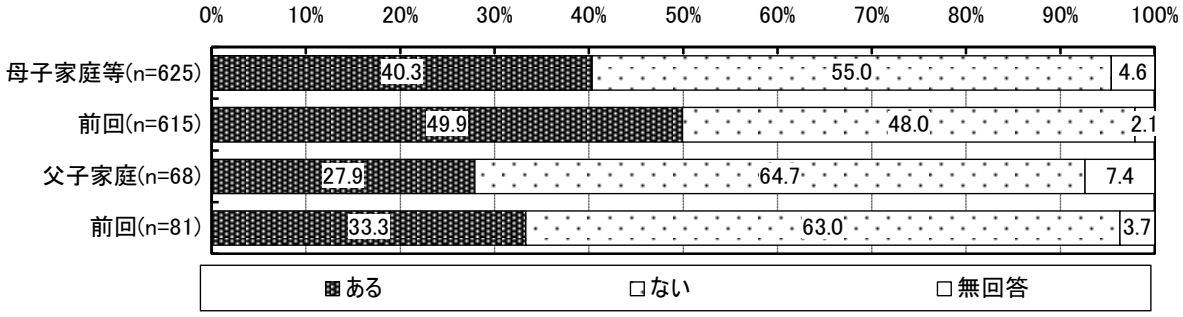


### ⑯ひとり親家庭等の自立や生活の安定を図るための支援策として望むこと

**（母子家庭等・父子家庭のいずれかで20%を超えるもの）**

ひとり親家庭に関わる支援策として、年金・児童扶養手当や子どもの就学援助の充実、医療費負担の軽減など経済的支援に関するものが最も高い関心が寄せられています。

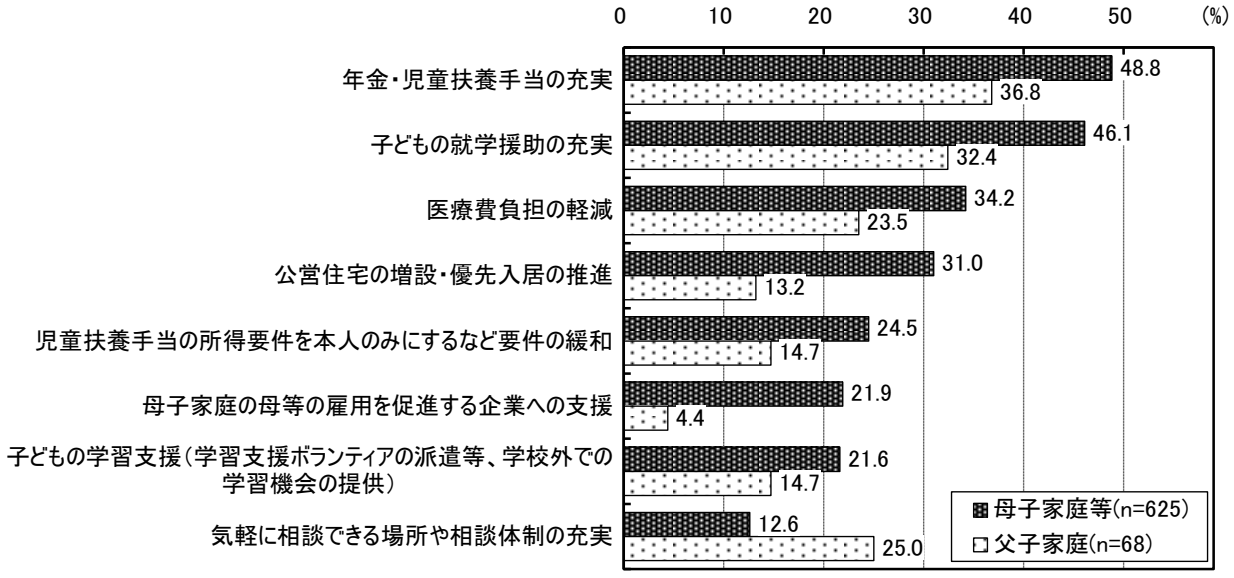

# 計画の基本的な考え方

# 1　基本理念

第２期計画の策定にあたって、目指すべき姿である基本理念や、基本目標は変わりがないため、前期計画の基本理念、基本目標を継承し、引き続き地域社会全体で子ども・子育てに優しい環境づくりができるよう、子ども・子育て家庭を支える取組を推進していきます。

**あふれる笑顔　こどもの輝く未来　かどま**

子どもは地域の宝であり、また、次代の親となり、未来を担っていく存在です。そのため、「こどもの未来」を重点的に捉え、門真市で育つ子どもの未来が輝かしいものとなるよう、また何より子どもたち自身が将来への明るい希望を持って笑顔で育つことができるよう、地域も含めて市全体で子どもの育ちや子育てを支援していくという理念のもと、「　あふれる笑顔　こどもの輝く未来　かどま　」を本計画の基本理念として掲げます。

## 2　基本的な視点

### ①　子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としてのさまざまな役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの育ちを重視した取組を進めます。

### ②　家庭での子育ての視点

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要です。

家庭での子育ての視点に立ち、孤立感や負担感を解消し、豊かで愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう保護者の主体性とニーズを尊重した上で、子育て支援に向けた取組を進めます。

### ③　地域での支え合いの視点

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域での支え合いの視点に立ち、地域の人材、施設などの福祉・教育資源を活かした上で、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを地域で見守り、支え合うことができる仕組みづくりに取り組みます。

# ３　基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと３つの基本目標を掲げ計画を推進します。

**視点①　子どもの育ちの視点**

## 基本目標１　一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

乳幼児期は、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、豊かな人間性を育むためには、幼児期からの教育・保育環境を整えることが重要です。一人ひとりの子どもが個性をのばし成長できるよう、家庭、幼稚園・保育所・認定こども園、学校等、また地域が一体となって、質の高い教育・保育を提供するとともに、就学前教育・保育から小学校生活へ円滑に移行できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携を強化します。

また、就学後においても、「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」の育成に向けた学校等での教育環境の整備を行います。

さらに、障がいなど、特に配慮が必要な子どもに、一人ひとりの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

**視点②　家庭での子育ての視点**

## 基本目標２　安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

妊娠期から出産後の子育て時期の保護者は、身体的・経済的・精神的に不安を感じやすくなります。保護者の不安をなくし、喜びの多い子育てができるよう、母子保健の充実などの健康面の支援や、各種の経済的支援を行うとともに、不安な心情を和らげるための相談体制の充実を図ります。また、非正規雇用の増加など、就労形態が複雑化している社会においても、保護者が働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、多様なニーズに柔軟に対応できる支援策を推進します。

**視点③　地域での支え合いの視点**

## 基本目標３　子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり

地域での子どもの安全確保や子育て中の親子の孤立を防止するためには、地域における日常的な見守りが必要です。そのため、地域ぐるみで子育てを行うための見守り体制づくりなどの取組を進めます。また、家庭での児童虐待防止への対応として、地域との連携を行った上で、虐待を未然に防ぐための取組や早期発見、早期対応に向けた取組を進めます。

# ４　重点施策

ニーズ調査等から見える課題を整理して、３点の重点施策を設定します。

## （１）子育てがしやすい環境のさらなる充実

このまちで子どもを産み育てたいと感じられるよう、教育・保育の質の向上や、家庭での子育てを支えるサービスの一層の充実に努めます。

**■対応する基本施策**

・基本目標１　一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり
　基本施策１　質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進
・基本目標２　安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
　基本施策１　家庭での子育てを支えるサービスの利用支援
　基本施策２　母子保健・医療の充実

## （２）つながりのある教育の推進

子どもたちの確かな学力や健全な心身を育成するため、学校等の教育環境の一層の充実を図るとともに、地域や家庭、就学前教育・保育施設、学校間での連携を深め、子どもの発達や学びにおける連続性を確保した教育を推進します。

**■対応する基本施策**

・基本目標１　一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり
　基本施策１　質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進
　基本施策２　子どもの教育環境の充実

## （３）地域で子どもを見守る安全・安心のまちづくり

配慮が必要な子どもや家庭に支援が行き届き、子どもたちが巻き込まれる虐待・犯罪・事故等をできる限り未然に防ぐことができるように、子どもを真ん中において地域で子どもたちの成長を見守っていく安全・安心のまちづくりを進めます。

**■対応する基本施策**

・基本目標３　子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり
　基本施策１　子どもの安全を地域で見守るまちづくり
　基本施策２　児童虐待への対応
　基本施策４　子どもの未来応援施策の推進

## 5　施策の体系

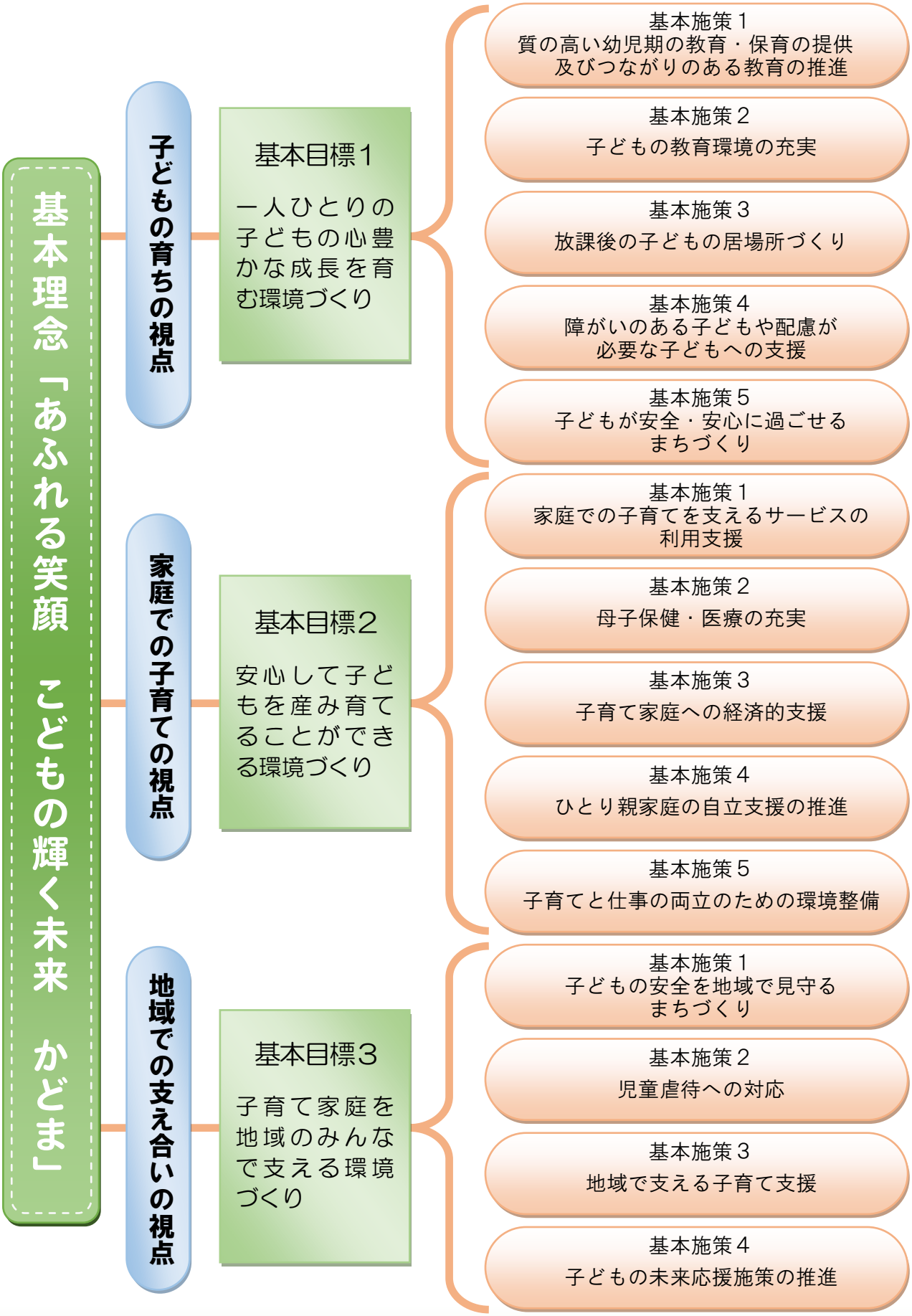
基本理念「あふれる笑顔　こどもの輝く未来　かどま」
子どもの育ちの視点
基本目標１
一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり
基本施策１
質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進
基本施策２
子どもの教育環境の充実
基本施策３
放課後の子どもの居場所づくり
基本施策４
障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援
基本施策５
子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり
家庭での子育ての視点
基本目標２
安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
基本施策１
家庭での子育てを支えるサービスの利用支援
基本施策２
母子保健・医療の充実
基本施策３
子育て家庭への経済的支援
基本施策４
ひとり親家庭の自立支援の推進
基本施策５
子育てと仕事の両立のための環境整備
地域での支え合いの視点
基本目標３
子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり
基本施策１
子どもの安全を地域で見守るまちづくり
基本施策２
児童虐待への対応
基本施策３
地域で支える子育て支援
基本施策４
子どもの未来応援施策の推進

第4章

# 施策の展開

## 基本目標１　一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

### ■ 基本施策１　質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前の子どもの豊かな育ちや生きる力の基礎を培う教育・保育を総合的に充実させていくことが引き続き必要です。また、教育・保育施設には、保護者の子育てに対する不安や孤立感などを和らげ、子どもと向きあう環境づくりを支援していく役割も求められています。

本市では、母親の就労意向の高まりなど子育て家庭における共働き家庭の増加に伴って保育ニーズが増加したことから、教育・保育施設の拡充に努めてきましたが、引き続き教育・保育ニーズの変化へ適切に対応していくとともに、一人ひとりの子どもの発達に応じた質の高い教育・保育内容の提供に努めます。

また、ニーズ調査において、就学前の教育・保育施設から小学校への入学にあたって不安を感じる保護者がなお多く見られることから、「小１プロブレム」などの問題を解消し、小学校へ円滑に移行できるよう、教育・保育施設と小学校との緊密な連携を通じて、子どもの発達や学びの連続性の確保に努めます。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 総合的な幼児教育・保育の提供 | 就学前教育・保育の提供<br>幼児教育・保育提供体制の最適化検討 |
| 2 | 幼児教育・保育の質の向上 | 相談機能の充実<br>保育士・保育教諭等の資質の向上<br>教育・保育施設の環境整備 |
| 3 | 幼児教育・保育と学校、地域・家庭等との連携強化 | |

※取組内容の記載については庁内照会中

## 基本施策２　子どもの教育環境の充実

ニーズ調査によると、子どもの教育は保護者にとっての最大の関心事であるとともに、子どもにとっても勉強や将来の進路が悩みごとの内容として最上位にあります。

新たに全面実施される小・中学校学習指導要領では、言語能力の確実な育成や、理数教育・外国語教育体験活動の充実等をより進めることとしていますが、小・中学校における「主体的・対話的で深い学び」や「言語能力の確実な育成」の実現に向けて、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。

今後とも、子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本市の特徴を生かした教育を推進します。

また、関係機関と連携を図りながら、子ども一人ひとりの悩みや不安の解消につながる教育内容や指導、相談体制の充実に引き続き努めます。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 学校教育における教育内容の充実 | 教育環境の充実<br>学力の向上<br>思春期保健対策の充実<br>食育<br>環境学習 |
| 2 | 文化・スポーツなど多様な活動の推進 | 健やかな体の育成<br>文化活動の推進<br>教育・保育施設の環境整備 |
| 3 | 「グローカル」な人材の育成 | |
| 4 | 青少年の健全育成 | |

※取組内容の記載については庁内照会中

## 基本施策３　放課後の子どもの居場所づくり

保護者が就労等のため昼間家庭にいない子どもたちが、放課後を安全・安心に過ごせるためには、途切れない預かり体制が重要です。また、保護者が昼間家庭にいる子どもに対しても、学習等の場を提供するなど、就学後のすべての子どもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりが必要です。

放課後児童クラブについては、今後とも保護者の多様な就労形態やニーズに対応し、待機児童が発生しないように体制の確保・充実に努めます。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後等の子どもの安全・安心な居場所の整備・充実を進めます。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 放課後の子どもの居場所づくり | 放課後児童健全育成事業<br>学校を拠点とした子どもの活動の場の提供 |

※取組内容の記載については庁内照会中

## 基本施策４　障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援

心身に障がいがあるなど、発達に課題がある子どもを支援するために、就学前教育・保育施設、小・中学校、療育関係機関などとの連携により、障がいの状況や特性などに応じて一人ひとりの成長段階に応じたきめ細やかな支援体制が必要です。

本市では、こども発達支援センターにおける療育を中心として、就学前教育・保育施設、学校等における支援教育・障がい児保育の充実に努めていますが、今後とも障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの個性や能力を最大限に生かすため、乳幼児期から卒業後にわたる一貫した療育・保育・教育を推進していきます。

また、障がいのある人の地域生活や就労、社会参加に向けて、関係機関との連携のもと、生活や就労・雇用等における総合的な支援体制の充実に努めます。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 障がいの早期発見 | |
| 2 | 療育体制の充実 | |
| 3 | 障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの教育・保育の充実 | |
| 4 | 障がい福祉サービス等の提供 | |
| 5 | 地域における障がい児支援の充実 | |
| 6 | 障がい児に関する関係機関のネットワーク体制の充実 | |

※取組内容の記載については庁内照会中

## 基本施策５　子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり

子どもや子育て家庭が地域において安全に暮らしていくためには、親も子も安心して生活できる環境の整備が必要となります。

ニーズ調査では、子どもの安全の確保や親と子が安心して集える場に対する関心が高く、幼い子どもを連れても安心して外出できるような道路環境や交通安全対策、遊び場としての安全な公園の確保など、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進が求められています。

今後とも、計画的な道路整備や交通安全対策の推進など、子どもや子育て中の親子が、安心して外出できる環境整備をめざします。

また、公園については、老朽化した施設の更新や改修など、子どもや子育て家庭を含む市民が安全・安心かつ快適に利用できる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 安全・安心な道路交通環境の整備 | |
| 2 | 良質な居住環境の確保 | |
| 3 | 子どもの交通安全の確保 | |
| 4 | 公園等の整備 | |

※取組内容の記載については庁内照会中

## 基本目標２　安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

### 基本施策１　家庭での子育てを支えるサービスの利用支援

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景として、子育てに悩みや不安を抱え、地域から孤立した子育て家庭が増えています。これに対して、身近なところで子育て情報の交換や相談ができたり、保護者同士の交流や仲間づくり、支えあいができる場が求められています。

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるよう、家庭への訪問等を通じて子育てや子どもの心身の発達に関する相談を行い、保護者の不安や悩みの軽減・解消を図ります。

また、支援やサービスを必要とする人が適切に利用できるよう、さまざまな場や機会をとらえた子育て支援情報の周知を行うとともに、家庭の状況に応じた必要な支援を提供できるよう、きめ細やかで柔軟な子育て支援サービスのより一層の充実を目指します。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 子育てに関するサービス利用支援体制の充実 | 子育て支援の周知<br>子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（基本型・母子保健型））<br>保育コンシェルジュの配置（利用者支援事業（特定型））<br>外国につながる児童・保護者への支援 |
| 2 | 悩みが相談できる交流拠点の確保 | 地域子育て支援拠点事業<br>育児サポートセンター事業 |
| 3 | 多様な子育て支援サービスの提供 | 一時預かり事業<br>病児・病後児保育事業<br>子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）<br>ファミリー・サポート・センター事業 |

※取組内容の記載については庁内照会中

## 基本施策２　母子保健・医療の充実

妊娠期から出産後まで、母子ともに健やかに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じた母子の健康が確保されるよう取組を進めます。

地域におけるきめ細やかな体制の充実や医療機関等と連携した体制づくりを進めます。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 母子保健事業の推進 | 妊婦健康診査（公費負担）<br>乳幼児健康診査<br>予防接種事業 |
| 2 | 不安を解消し交流の場となる相談・講習等の充実 | かどまママパパ教室（妊婦（両親）教室）<br>妊産婦・乳幼児相談事業<br>離乳食・食育の講習会<br>不妊に悩まれる方への支援の周知 |
| 3 | 孤立を防ぐ訪問活動の充実 | |
| 4 | 小児医療・救急体制の充実 | |

※取組内容の記載については庁内照会中

## 基本施策３　子育て家庭への経済的支援

社会的な経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、市民にとっても大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担は増大しています。

ニーズ調査においても子育てに関する悩みの内容として「子育てにかかる出費がかさむこと」をあげる保護者が最も多く、今後の子育て支援策としても保育料の無償化や経済的援助の拡充への高い関心が寄せられています。

経済面の不安によらず、安心して子育てができ、また等しく教育を受けることができ、子どもが自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

子育てに関する経済的負担を軽減するための制度については、対象となる人が円滑に活用できるよう、わかりやすい情報提供、相談支援に努めるとともに、家庭の状況に応じて必要となる経済的支援を適切に実施します。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 子育てに関する経済的な支援 | 子育てに関する給付<br>障がいのある子どものいる家庭への支援 |
| 2 | 経済的理由により就学が難しい児童への経済的支援 | |

※取組内容の記載については庁内照会中

## 基本施策４　ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の親と子が社会的に自立し、将来に希望を持ち生きがいに満ちた生活を送るためには、就労や住まいの確保をはじめ、親子それぞれの健康の保持・増進、安心して子育てができる環境の整備、子どもの教育支援、地域社会との関係づくりなど、生活全般にわたるさまざまな課題を解決し、ひとり親家庭の自立を総合的に促進・支援することが必要です。

また、ひとり親家庭の子どもたちが、その家庭状況によって差別されることなく、基本的人権が尊重されるとともに、子どもたち一人ひとりの意思や能力、可能性が最大限に尊重されるような施策の展開を図っていく必要があります。

ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）が社会における多様な家族形態の一つであるという基本的人権の考え方を基本として、地域社会や企業等と一体となって、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭の親が、自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるまちづくりをめざします。

とりわけ、子どもたちが頑張っている親の背中を見て育つように、親自体の子育て意識や職業意識などを高められるよう、親育ちの相談・支援を図ります。

また、子どもたちが心身ともにすくすくと健やかに育ち、教育や就職機会などの面で差別や偏見を持たれることなく、希望を持って生活できるまちづくりをめざします。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | ひとり親家庭への相談体制の充実 | |
| 2 | ひとり親家庭における就労支援の充実 | |
| 3 | ひとり親家庭への経済的支援 | |

※取組内容の記載については庁内照会中

## 基本施策５　子育てと仕事の両立のための環境整備

ニーズ調査によると、働く母親が増えるとともに、母親の育児休業取得率も高まっています。また、子育てと仕事の両立については、６割を超える保護者が両立できていると答えています。

今後とも共働き家庭の増加が予測されるなかで、子育てなどの家庭生活と仕事を両立できるよう、育児休業の取得促進や子育て中の労働者に配慮した職場環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事業者への周知・啓発が必要です。

家庭においては、男性の育児参加を促進することなどにより、子育てに関する理解を深め、男女ともに子育てを行う環境づくりを引き続き推進していくことが必要です。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 子育てと仕事の両立に向けた環境整備 | |
| 2 | 父親の育児参加の推進 | |
| | 女性の再就職の支援 | |

※取組内容の記載については庁内照会中

# 基本目標３　子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり

## 基本施策１　子どもの安全を地域で見守るまちづくり

ニーズ調査によると、今後充実してほしい子育て支援策として「子どもの安全を確保する対策を充実する」とする回答が経済的援助の拡充、公園等の屋外施設や小児医療体制の整備などとともに上位を占めています。

子どもを犯罪から守り、子どもや子育て家庭にとって安心して暮らせるまちづくりに向けて、地域の防犯意識の向上、関係機関・団体、学校、地域住民等と連携した取組を進めていくことが大切です。

通学路や普段の生活の場での子どもの安全を確保するため、家庭や子どもに加え地域の防犯意識を高めるとともに、学校や地域との連携による防犯活動を推進します。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 犯罪を未然に防止するまちづくり | |
| 2 | 子どもを犯罪等の被害から守るための地域活動の推進 | |

※取組内容の記載については庁内照会中

## 基本施策２　児童虐待への対応

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。数々の痛ましい事件が大きな社会問題となり、国においても平成30年に児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化する「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されたところです。

児童虐待の発生を未然に防ぐため、相談をはじめとしたさまざまな機会をとらえて家庭の状況の把握、また保護者の育児不安や悩み解消への早期対応に努め、訪問等による援助・育児指導を行うとともに、庁内の関係部署や各関係機関との連携を深め児童虐待の早期発見に努めます。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 子育て家庭への総合的な相談・訪問支援 | |
| 2 | 虐待の早期発見・対応、連携体制の整備 | |
| 3 | ドメスティック・バイオレンスの防止 | |

※取組内容の記載については庁内照会中

## 基本施策３　地域で支える子育て支援

子育ての孤立化を防止し、地域社会で子どもを育てる環境づくりを進めるために、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが求められています。

ニーズ調査では、「自分の子育てが地域の人に支えられている」と感じている保護者が多くを占めていますが、近所の人や民生委員・児童委員、地域団体の人とのつながりは前回調査より弱まる傾向もうかがえます。

このため、地域で活動している団体、市民ボランティア等の養成や充実を引き続き図るとともに、世代間交流を通じて相互の理解を深め、地域全体での子育て支援の向上に努めます。また、家庭教育を推進するなど、学校だけでなく、家庭や地域における教育力の向上に向けた取組を進めます。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 子育て家庭が暮らしやすい地域環境の整備 | |
| 2 | 世代間交流の推進 | |
| 3 | 家庭や地域の教育力の向上 | |
| 4 | 子育て支援ＮＰＯ・ボランティア等の養成 | |

※取組内容の記載については庁内照会中

## 基本施策４　子どもの未来応援施策の推進

すべての子どもは社会の宝であり、無限の可能性を持つかけがえのない大切な存在であるとともに、豊かな愛情に包まれ、将来を自由に選択できる権利を有しています。

一方で、家庭の経済的事情や生活事情など、自身の力で克服することが困難な問題を抱える子どもたちが、将来の夢をあきらめてしまい、結果、貧困が世代を超えて連鎖してしまうという悪循環が指摘されています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが健やかに育成されるよう、支援を必要とする子ども及び保護者を地域みんなで支え見守っていくことができる体制を構築します。

主な取組

| | 個別施策 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 子どもを真ん中においたネットワークづくり | |
| 2 | 地域で子どもを支える取組の支援 | |

※取組内容の記載については庁内照会中

第5章

# 量の見込みと確保方策

# 1　区域の設定

## （1）教育・保育の提供区域

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、市町村は各事業の量の見込みと確保方策を提供するための区域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として定める必要があるとしています。

門真市の教育・保育提供区域としては、区域ごとの面積や児童人口に対する施設等の社会資源の数の均衡を考慮したうえで、前回の計画策定時に国道163号を境に南北に区割りした２区域と定めており、本計画においてもひきつづき２区域に設定します。

※平成 26 年時点

## （２）地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業の提供区域についても、前回計画で設定した提供区域を同様に設定しますが、病児・病後児保育事業については、今後の事業展開を考慮し、全域から２区域に変更しました。

【　地域子ども・子育て支援事業の提供区域　】

| | 事業名 | 区域 | 区域設定の考え方 |
|---|---|---|---|
| 1 | 利用者支援事業 | 全域 | 地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定 |
| 2 | 地域子育て支援拠点事業 | 全域 | 地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定 |
| 3 | 妊婦健康診査公費負担事業 | 全域 | 地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定 |
| 4 | 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） | 全域 | 地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定 |
| 5 | 養育支援訪問事業 | 全域 | 地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定 |
| 6 | 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） | 全域 | 地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定 |
| 7 | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 全域 | 地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定 |
| 8 | 一時預かり事業 | 全域 | 地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定 |
| 9 | 時間外保育事業（延長保育事業） | ２区域 | 事業の性質上「教育・保育」の提供区域と同様に設定 |
| 10 | 病児・病後児保育事業 | ２区域 | 今後、地域性を考慮した事業展開の必要性があるため、「教育・保育」の提供区域と同様に設定 |
| 11 | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 全域（各小学校区） | 各小学校区単位で放課後児童クラブを設置することを基本としつつ、市全域において事業展開を行うための全域で設定 |

# 2　幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

## （1）量の見込みの考え方

子ども・子育て支援法では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、市町村が定める区域ごとに幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業についての「量の見込み」（現在の利用状況及び利用希望）、「確保方策」（確保の内容及び実施時期）を記載することとされており、教育・保育提供区域ごとに教育・保育の提供体制（確保方策）の検討、また、地域子ども・子育て支援事業に係る需給調整を判断することとなります。

子ども・子育て支援新制度から、「保育の必要量の認定（認定区分）」が導入され、教育・保育の提供体制の量の見込みは、認定区分ごとに算出します。

【　幼児期の教育・保育　】

<table>
<tr><th>対象年齢</th><th>認定区分</th><th colspan="3">対象事業</th><th>事業の主な対象家庭</th></tr>
<tr><td>３～５歳児</td><td>１号認定</td><td colspan="2">教育標準時間認定</td><td>幼稚園<br>認定こども園</td><td>専業主婦（夫）家庭<br>就労時間が短い家庭　等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３～５歳児</td><td rowspan="2">２号認定</td><td rowspan="2">保育認定</td><td>標準時間認定</td><td rowspan="2">保育所<br>認定こども園</td><td rowspan="3">ひとり親家庭<br>共働き家庭<br>等</td></tr>
<tr><td>短時間認定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">０～２歳児</td><td rowspan="2">３号認定</td><td rowspan="2">保育認定</td><td>標準時間認定</td><td rowspan="2">保育所<br>認定こども園<br>地域型保育事業</td></tr>
<tr><td>短時間認定</td></tr>
</table>

※　教育標準時間：１日３～４時間の幼児教育の時間。
※　保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定。現行の 11 時間開所時間に相当。
※　保育短時間：主にパートタイムの就労を想定。（保育標準時間と教育標準時間の中間程度を想定）

## （２）幼児期の教育・保育に係る確保方策の方向性

### ●基本的な考え方

①今後も母親の就労意向の高まりを背景とした共働き世帯の増加や、幼児教育・保育の無償化等の制度変更等、幼児期の教育・保育をとりまく環境の変化により、教育・保育ニーズについても随時変化していくことが予測されることから、本計画に基づく５年間の長期的な視野を持ちつつも、情勢に合わせて柔軟な対応を行う必要がある。

②計画策定時に想定した各事業の実施状況やニーズの変化などの状況を把握するため、毎年度での計画の進捗管理を行うとともに、中間年度（令和４年度）には、必要に応じて見直しを行う。

### ●幼児期の教育・保育の確保方策にかかる方向性

第１期計画に基づき、積極的な施設整備を進めてきた結果、既存の施設で幼児期の教育・保育のニーズを満たすことができると考えられる。

しかしながら、本計画における児童数の推計やニーズ量についても、情勢の変化に合わせて実態と合わなくなることが十分に想定されることから、中間年度（令和４年度）を目途に、確保方策についても、変更の必要がないかを十分に確認の上、新たな施設整備の必要性等について判断を行う。

# （３）確保内容及びその実施時期

○令和２年度

| 北部 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ① 児童数 | | | 1,165 | | | 720 | 385 |
| | ② 量の見込み | | | 476 | 164 | 484 | 404 | 131 |
| | | | 他市分 | 185 | | 32 | 7 | 4 |
| | | | 合計 | 661 | 164 | 516 | 411 | 135 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 186 | 420 | | 215 | 60 |
| | | | 保育所 | | | 311 | 165 | 44 |
| | | | 幼稚園 | 400 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 105 | 32 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 138 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 724 | 164 | 567 | 485 | 136 |
| 過不足数（③-②） | | | | 63 | 0 | 51 | 74 | 1 |

| 南部 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ① 児童数 | | | 1,088 | | | 681 | 344 |
| | ② 量の見込み | | | 313 | 206 | 532 | 365 | 104 |
| | | | 他市分 | 505 | | 6 | 9 | 0 |
| | | | 合計 | 818 | 206 | 538 | 374 | 104 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 256 | 622 | | 345 | 107 |
| | | | 保育所 | | | 71 | 41 | 8 |
| | | | 幼稚園 | 165 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 80 | 12 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 710 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 1131 | 206 | 487 | 466 | 127 |
| 過不足数（③-②） | | | | 313 | 0 | -51 | 92 | 23 |

| 全体 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ① 児童数 | | | 2,253 | | | 1,401 | 729 |
| | ② 量の見込み | | | 789 | 370 | 1016 | 769 | 235 |
| | | | 他市分 | 690 | | 38 | 16 | 4 |
| | | | 合計 | 1479 | 370 | 1054 | 785 | 239 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 442 | 1042 | | 560 | 167 |
| | | | 保育所 | | | 382 | 206 | 52 |
| | | | 幼稚園 | 565 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 185 | 44 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 848 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 1855 | 370 | 1054 | 951 | 263 |
| 過不足数（③-②） | | | | 376 | 0 | 0 | 166 | 24 |

○令和３年度

| 北部 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ①児童数 | | | 1,141 | | | 737 | 376 |
| | ②量の見込み | | | 466 | 161 | 474 | 413 | 128 |
| | | | 他市分 | 185 | | 32 | 7 | 4 |
| | | | 合計 | 651 | 161 | 506 | 420 | 132 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 186 | 420 | | 215 | 60 |
| | | | 保育所 | | | 311 | 165 | 44 |
| | | | 幼稚園 | 400 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 105 | 32 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 138 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 724 | 161 | 570 | 485 | 136 |
| 過不足数（③−②） | | | | 73 | 0 | 64 | 65 | 4 |

| 南部 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ①児童数 | | | 1,048 | | | 680 | 331 |
| | ②量の見込み | | | 302 | 198 | 513 | 365 | 100 |
| | | | 他市分 | 505 | | 6 | 9 | 0 |
| | | | 合計 | 807 | 198 | 519 | 374 | 100 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 256 | 622 | | 345 | 107 |
| | | | 保育所 | | | 71 | 41 | 8 |
| | | | 幼稚園 | 165 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 80 | 12 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 710 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 1131 | 198 | 495 | 466 | 127 |
| 過不足数（③−②） | | | | 324 | 0 | −24 | 92 | 27 |

| 全体 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ①児童数 | | | 2,189 | | | 1,417 | 707 |
| | ②量の見込み | | | 768 | 359 | 987 | 778 | 228 |
| | | | 他市分 | 690 | | 38 | 16 | 4 |
| | | | 合計 | 1458 | 359 | 1025 | 794 | 232 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 442 | 1042 | | 560 | 167 |
| | | | 保育所 | | | 382 | 206 | 52 |
| | | | 幼稚園 | 565 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 185 | 44 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 848 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 1855 | 359 | 1065 | 951 | 263 |
| 過不足数（③−②） | | | | 397 | 0 | 40 | 157 | 31 |

○令和４年度

| 北部 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ① 児童数 | | | 1,103 | | | 737 | 365 |
| | ② 量の見込み | | | 451 | 155 | 458 | 413 | 124 |
| | | | 他市分 | 185 | | 32 | 7 | 4 |
| | | | 合計 | 636 | 155 | 490 | 420 | 128 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 186 | 420 | | 215 | 60 |
| | | | 保育所 | | | 311 | 165 | 44 |
| | | | 幼稚園 | 400 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 105 | 32 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 138 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 724 | 155 | 576 | 485 | 136 |
| 過不足数（③-②） | | | | 88 | 0 | 86 | 65 | 8 |

| 南部 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ① 児童数 | | | 1,001 | | | 661 | 320 |
| | ② 量の見込み | | | 288 | 189 | 490 | 354 | 97 |
| | | | 他市分 | 505 | | 6 | 9 | 0 |
| | | | 合計 | 793 | 189 | 496 | 363 | 97 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 256 | 622 | | 345 | 107 |
| | | | 保育所 | | | 71 | 41 | 8 |
| | | | 幼稚園 | 165 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 80 | 12 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 710 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 1131 | 189 | 504 | 466 | 127 |
| 過不足数（③-②） | | | | 338 | 0 | 8 | 103 | 30 |

| 全体 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ① 児童数 | | | 2,104 | | | 1,398 | 685 |
| | ② 量の見込み | | | 739 | 344 | 948 | 767 | 221 |
| | | | 他市分 | 690 | | 38 | 16 | 4 |
| | | | 合計 | 1429 | 344 | 986 | 783 | 225 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 442 | 1042 | | 560 | 167 |
| | | | 保育所 | | | 382 | 206 | 52 |
| | | | 幼稚園 | 565 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 185 | 44 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 848 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 1855 | 344 | 1080 | 951 | 263 |
| 過不足数（③-②） | | | | 426 | 0 | 94 | 168 | 38 |

○令和５年度

| 北部 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ① 児童数 | | | 1,067 | | | 717 | 356 |
| | ② 量の見込み | | | 436 | 150 | 443 | 402 | 121 |
| | | | 他市分 | 185 | | 32 | 7 | 4 |
| | | | 合計 | 621 | 150 | 475 | 409 | 125 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 186 | 420 | | 215 | 60 |
| | | | 保育所 | | | 311 | 165 | 44 |
| | | | 幼稚園 | 400 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 105 | 32 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 138 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 724 | 150 | 581 | 485 | 136 |
| 過不足数（③-②） | | | | 103 | 0 | 106 | 76 | 11 |

| 南部 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ① 児童数 | | | 973 | | | 638 | 306 |
| | ② 量の見込み | | | 280 | 184 | 476 | 342 | 93 |
| | | | 他市分 | 505 | | 6 | 9 | 0 |
| | | | 合計 | 785 | 184 | 482 | 351 | 93 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 256 | 622 | | 345 | 107 |
| | | | 保育所 | | | 71 | 41 | 8 |
| | | | 幼稚園 | 165 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 80 | 12 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 710 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 1131 | 184 | 509 | 466 | 127 |
| 過不足数（③-②） | | | | 346 | 0 | 27 | 115 | 34 |

| 全体 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ① 児童数 | | | 2,040 | | | 1,355 | 662 |
| | ② 量の見込み | | | 716 | 334 | 919 | 744 | 214 |
| | | | 他市分 | 690 | | 38 | 16 | 4 |
| | | | 合計 | 1406 | 334 | 957 | 760 | 218 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 442 | 1042 | | 560 | 167 |
| | | | 保育所 | | | 382 | 206 | 52 |
| | | | 幼稚園 | 565 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 185 | 44 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 848 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 1855 | 334 | 1090 | 951 | 263 |
| 過不足数（③-②） | | | | 449 | 0 | 133 | 191 | 45 |

○令和６年度

| 北部 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ① 児童数 | | | 1,076 | | | 697 | 347 |
| | ② 量の見込み | | | 439 | 152 | 447 | 391 | 118 |
| | | | 他市分 | 185 | | 32 | 7 | 4 |
| | | | 合計 | 624 | 152 | 479 | 398 | 122 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 186 | 420 | | 215 | 60 |
| | | | 保育所 | | | 311 | 165 | 44 |
| | | | 幼稚園 | 400 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 105 | 32 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 138 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 724 | 152 | 579 | 485 | 136 |
| 過不足数（③−②） | | | | 100 | 0 | 100 | 87 | 14 |

| 南部 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ① 児童数 | | | 961 | | | 613 | 292 |
| | ② 量の見込み | | | 277 | 182 | 470 | 329 | 88 |
| | | | 他市分 | 505 | | 6 | 9 | 0 |
| | | | 合計 | 782 | 182 | 476 | 338 | 88 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 256 | 622 | | 345 | 107 |
| | | | 保育所 | | | 71 | 41 | 8 |
| | | | 幼稚園 | 165 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 80 | 12 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 710 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 1131 | 182 | 511 | 466 | 127 |
| 過不足数（③−②） | | | | 349 | 0 | 35 | 128 | 39 |

| 全体 | | | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 計画 | ① 児童数 | | | 2,037 | | | 1,310 | 639 |
| | ② 量の見込み | | | 716 | 334 | 917 | 720 | 206 |
| | | | 他市分 | 690 | | 38 | 16 | 4 |
| | | | 合計 | 1406 | 334 | 955 | 736 | 210 |
| | ③確保方策 | 特定教育・保育施設（施設型給付） | 認定こども園 | 442 | 1042 | | 560 | 167 |
| | | | 保育所 | | | 382 | 206 | 52 |
| | | | 幼稚園 | 565 | | | | |
| | | 特定地域型保育事業（地域型保育給付） | 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 | | | | 185 | 44 |
| | | 確認を受けない幼稚園（私学助成） | 上記に該当しない | 848 | | | | |
| | | 提供量合計 | | 1855 | 334 | 1090 | 951 | 263 |
| 過不足数（③−②） | | | | 449 | 0 | 135 | 215 | 53 |

# ３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

## （１）利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

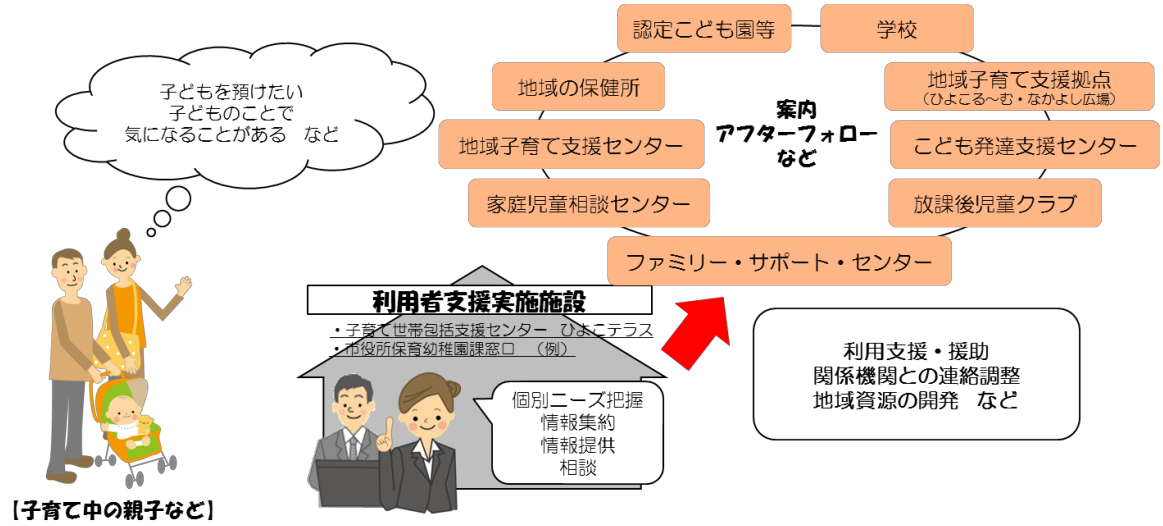


●量の見込み及び確保方策

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み（基本型・特定型） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | （箇所） |
| 確保方策（実施箇所数） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | （箇所） |

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み（母子保健型） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | （箇所） |
| 確保方策（実施箇所数） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | （箇所） |

※特定型→保育幼稚園課　基本型・母子保健型→ひよこテラス（場所としては１か所ですが類型ごとにそれぞれ計上）

## （２）地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

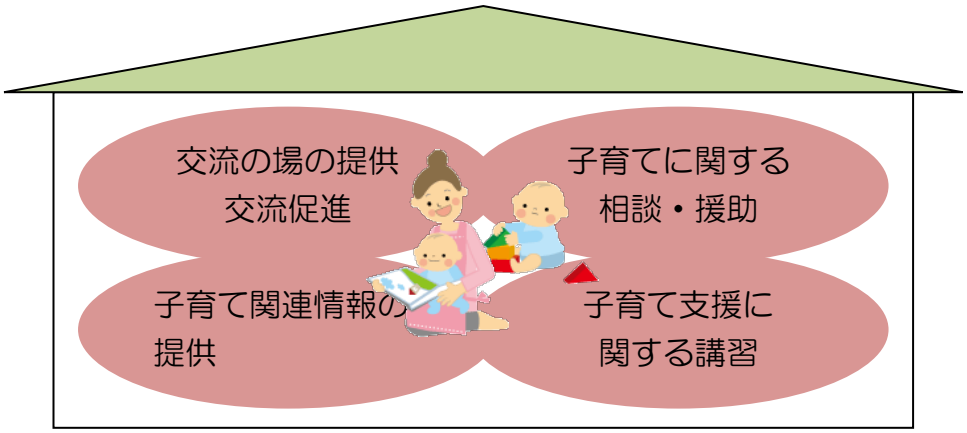


●量の見込み及び確保方策

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み（年間のべ利用人数） | 15, 997 | 16, 214 | 16, 212 | 16, 180 | 16, 374 | （人） |
| 確保方策（実施箇所数） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | （箇所） |

※類似事業として公立保育所・認定こども園での地域子育て支援事業も実施（量の見込み・確保方策の数には含んでいません）

参考：これまでの利用実績

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間のべ利用人数 | 17, 565 | 18, 029 | 17, 651 | 15, 531 | （人） |

## （３）妊婦健康診査公費負担事業

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

妊娠届出 → 母子健康手帳 → **妊婦健康診査** → 出産

※市が行っている事業概要としては、母と子の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査受診費用の一部を助成しています。

●量の見込み及び確保方策

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み（年間受診のべ人数） | 437 | 424 | 411 | 397 | 383 | （人） |
| 確保方策（実施体制） | 実施機関：大阪府内妊婦健康診査取扱医療機関<br>（大阪府以外の医療機関で受診された場合、償還払いにて対応可）<br>検査内容：・健康状態の把握（問診、診査など）<br>・血圧、体重測定<br>・血液検査<br>・尿化学検査<br>・超音波検査<br>・子宮頸がん検査<br>・Ｂ群溶血性レンサ球菌、クラミジア | | | | | |

参考：これまでの利用実績

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間受診のべ人数 | 10, 828 | 11, 014 | 9, 567 | 9, 988 | （人） |

## （４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後４か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐための事業です。

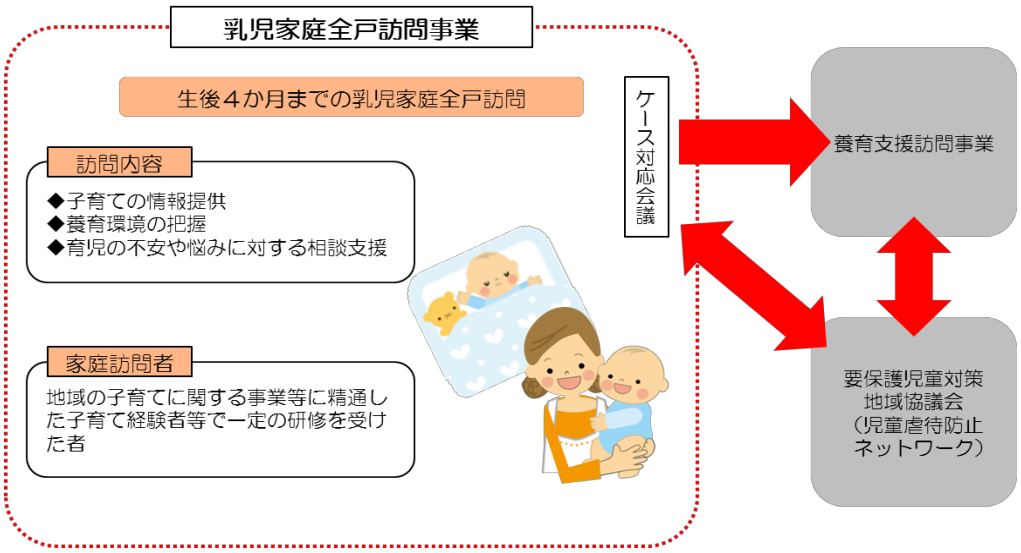


●量の見込み及び確保方策

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み（利用実人数） | 9, 155 | 8, 785 | 8, 439 | 8, 106 | 7, 784 | （人） |
| 確保方策（実施体制） | 実施体制：約10人の訪問員により対象家庭を訪問<br>委託先：市内に在住し子育て事情に精通するとともに、地域環境を把握している子育て経験者等に委託して実施 | | | | | |

参考：これまでの利用実績

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用実人数 | 822 | 901 | 802 | 478 | （人） |

※平成30年度から事業担当課が子育て支援課から健康増進課に変更になり、新生児訪問との重複を除き、事業の効率化がはかれるようになった。新生児訪問と乳児家庭全戸訪問事業を併せて全戸を訪問する。

## （５）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師、保育士、ヘルパー等子育て経験者等が、居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業です。

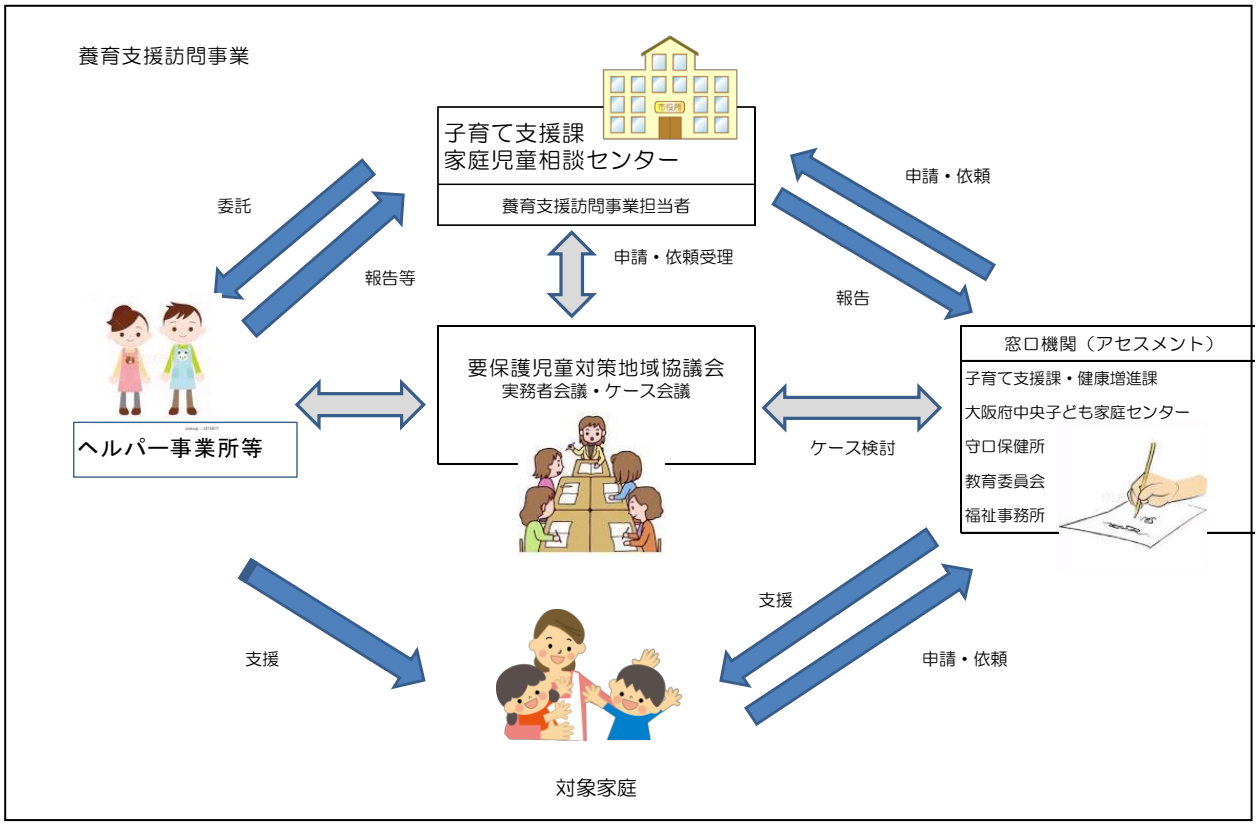


●量の見込み及び確保方策

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み（利用実人数） | 9 | 12 | 12 | 12 | 12 | （人） |
| 確保方策（実施体制） | 実施体制：７箇所<br>委託先：ヘルパー事業所等に委託し実施 | | | | | |

参考：これまでの利用実績

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用実人数 | 9 | 8 | 2 | 2 | （人） |

## （６）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、経済的な理由により児童を緊急一時的に保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、当該児童を一定期間、養育し、又は保護する事業です。

| | ショートステイ | トワイライトステイ |
|---|---|---|
| 対象者 | 次の事由に該当する家庭の児童<br>・疾病、出産、看護、事故、災害、失そう等家庭養育上の事由<br>・冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由<br>・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体的又は精神的な事由 | 児童の保護者が、仕事等により、平日の夜間または休日に不在となる児童 |
| 利用日数等 | 一回の利用につき月7日以内<br>各年度3回以内 | 各年度30日以内 |

●量の見込み及び確保方策

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み（年間のべ利用人数） | 75 | 82 | 89 | 96 | 105 | （人） |
| 確保方策（年間のべ利用人数） | 75 | 82 | 89 | 96 | 105 | （人） |

※参考：ショートステイ・トワイライトステイは令和元年度から事業を実施していますのでこれまでの実績はありません。

## （７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、お互いに助け合う（有償）相互援助活動事業です。

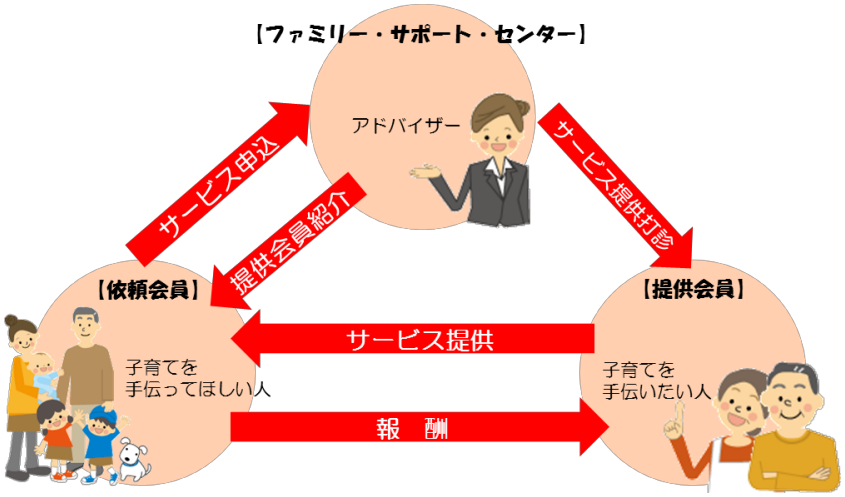


●量の見込み及び確保方策

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み（年間のべ利用人数） | 522 | 533 | 544 | 553 | 566 | （人） |
| 確保方策（年間のべ利用人数） | 522 | 533 | 544 | 553 | 566 | （人） |

参考：これまでの利用実績

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間のべ利用人数 | 790 | 911 | 794 | 497 | （人） |

## （８）一時預かり事業

保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して一時預かりを実施する事業です。

●量の見込み及び確保方策

○幼稚園型（私学助成における預かり保育を含む）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み（年間のべ利用人数） | | 25, 937 | 25, 200 | 24, 221 | 23, 485 | 23, 451 | （人） |
| | 幼稚園型 | 16, 189 | 15, 729 | 15, 118 | 14, 658 | 14, 637 | （人） |
| | 私学助成における預かり保育 | 9, 748 | 9, 471 | 9, 103 | 8, 827 | 8, 814 | （人） |
| 確保方策（年間のべ利用人数） | | 25, 937 | 25, 200 | 24, 221 | 23, 485 | 23, 451 | （人） |

○幼稚園型を除く（保育所等での一時預かり）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み（年間のべ利用人数） | 5, 087 | 5, 006 | 4, 860 | 4, 709 | 4, 627 | （人） |
| 確保方策（年間のべ利用人数） | 5, 087 | 5, 006 | 4, 860 | 4, 709 | 4, 627 | （人） |

参考：これまでの利用実績

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 幼稚園型 | 4, 567 | 7, 861 | 8, 937 | 9, 760 | （人） |
| 私学助成の預かり保育 | 20, 456 | 10, 783 | 8, 740 | 11, 189 | （人） |
| 合計 | 25, 023 | 18, 644 | 17, 677 | 20, 949 | （人） |

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 幼稚園型を除く | 7, 967 | 6, 565 | 5, 282 | 5, 155 | （人） |

## （９）時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

●量の見込み及び確保方策

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北部<br>量の見込み（利用実人数） | 551 | 547 | 536 | 521 | 517 | （人） |
| 南部<br>量の見込み（利用実人数） | 416 | 405 | 389 | 377 | 369 | （人） |
| 計 | 967 | 952 | 925 | 898 | 886 | （人） |

参考：これまでの利用実績

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 北部 | 462 | 508 | 538 | 525 | （人） |
| 南部 | 269 | 307 | 374 | 338 | （人） |
| 計 | 731 | 815 | 912 | 863 | （人） |

## （10）病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。

●量の見込み及び確保方策

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み（年間のべ利用人数） | | 3, 651 | 3, 599 | 3, 500 | 3, 393 | 3, 339 | （人） |
| 確保方策（提供量） | | 3, 651 | 3, 599 | 3, 500 | 3, 393 | 3, 339 | （人） |
| | 病児保育事業 北部 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | （箇所） |
| | 南部 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | （箇所） |
| | 病後児保育事業 北部 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | （箇所） |
| | 南部 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | （箇所） |

市域全体での病児・病後児保育事業の量の見込みを確保するため、国道163号を境に南北に区割りし、病児保育室については北部に２か所、南部に１か所の設置を目安とし、病後児保育室については北部及び南部に1か所ずつの設置を目安とします。

今後、実際の利用状況や利用ニーズを踏まえ、適切な事業実施に努めます。

参考：これまでの利用実績

病児保育（現在　北部１箇所）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間のべ利用人数 | 736 | 743 | 860 | 425 | （人） |

病後児保育（現在　南部１箇所）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間のべ利用人数 | － | － | 24 | 13 | （人） |

※29年度から実施

## （11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、異なった学年による児童の集団生活を推進し、児童の健全育成を図る事業です。市内全14小学校で実施しています。

| 事　業　名 | 対　象　者 | |
|---|---|---|
| 放課後児童クラブ | 小学校に通う1～6年生の児童のうち、主に保護者が就労・病気等により放課後家庭で保育することができない児童 | |
| 開設日及び開設時間 | 平日（月～金） | 長期休業期間等 |
| | 下校時から午後6時まで<br>（延長利用の場合は午後７時まで） | 午前8時30分から午後6時まで<br>（延長利用の場合は午後７時まで） |

●量の見込み及び確保方策

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み（登録児童数） | 計 | 1, 561 | 1, 563 | 1, 566 | 1, 583 | 1, 589 | （人） |
| | １年 | 458 | 459 | 460 | 465 | 467 | （人） |
| | ２年 | 423 | 423 | 424 | 429 | 430 | （人） |
| | ３年 | 344 | 344 | 345 | 349 | 350 | （人） |
| | ４年 | 213 | 214 | 214 | 216 | 217 | （人） |
| | ５年 | 90 | 90 | 90 | 91 | 92 | （人） |
| | ６年 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | （人） |
| 確保方策（登録児童数） | 計 | 1, 561 | 1, 563 | 1, 566 | 1, 583 | 1, 589 | （人） |

参考：これまでの利用実績

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 登録児童数 | 1, 360 | 1, 411 | 1, 570 | 1, 560 | （人） |